

平成 24 年 第1回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成24年3月1日 開 議 午前9時30分

	大岡議長	おはようございます。 谷森議員より少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。 ただ今の出席議員は15名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります、町長の挨拶をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	皆さん、おはようございます。梅一輪、一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいております。 本日、平成24年まんのう町議会第1回定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。
	大岡議長	本定例会に上程させていただいておりますのは、議案33件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ただちに本日の会議を開きます。
		本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。 ここで暫時休憩といたします。 (休憩 午前 9時35分)
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午前10時00分) 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 (谷森議員着席 午前10時00分)
	青野議会 事務局長	事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申し上げます。 (高木議員、川原議員、合田議員着席 午前10時02分)
		初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案33件を受理いたしました。 次に、教育民生常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく、付託審査結果報告書を受理いたしました。 次に、組合議会関係について、平成23年11月28日、平成23年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、認定第1号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1	青野議会 事務局長 大岡議長 大西豊議会 運営委員長	て、他 1 件の審議がされております。 平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日、平成 2 3 年第 3 回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第 1 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について、他 2 件の審議がされております。 平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日、平成 2 3 年第 3 回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 3 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算第 1 号の審議がされております。 次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 2 3 年 1 0 月分から 2 3 年 1 2 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査報告書がまいっております。 以上で議会報告を終わります。 議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会の御報告を申し上げます。 2 月 2 7 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、委員全員が出席いたしまして、3 月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告します。 また、3 月 1 日、午前 9 時より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、委員全員が出席いたしまして、3 月定例会に追加提案する議案について慎重に審議をしました。 平成 2 3 年度一般会計補正予算及び平成 2 4 年度一般会計予算審議の方法は、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分については、それぞれの委員会において審査、質疑終結までして、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は、報告を受けた後、全体的、最終的な審査を行うこととします。 議会のテレビ中継については、まず音声告知放送に取り組む、中讃テレビ、その他の選択も含めて 6 月定例会をめぐりに取り組むことになりました。 議員定数条例の制定については、3 月定例会最終日に 2 名減の 1 6 名で委員会として上程、併せて委員会条例の一部改正も発議として上程する予定です。 政務調査費については、今後、継続して協議することになりました。 それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号について、ご説明申し上げます。 日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
--------------	---	---

大西豊議会 運営委員長	日程第 2	会議録署名議員の指名		
	日程第 3	会期の決定	本日より 3 月 1 9 日の 1 9 日間といたします。	
	日程第 4	施政方針		
	日程第 5	所管事務調査の委員長報告		教育民生常任委員長
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告		建設経済常任委員長
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告		総務常任委員長
	日程第 8	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告		満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第 9	意見書第 2 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案（平成 2 3 年 1 2 月議会提出）		
	日程第 1 0	議案第 1 号 まんのう町手数料条例の一部改正について		即決
	日程第 1 1	議案第 2 号 まんのう町防災会議条例の一部改正について		即決
	日程第 1 2	議案第 3 号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定について	総務常任委員会	付託
	日程第 1 3	議案第 4 号 まんのう町税条例の一部改正について		即決
	日程第 1 4	議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正について	教育民生常任委員会	付託
	日程第 1 5	議案第 6 号 まんのう町営住宅条例の一部改正について		即決
	日程第 1 6	議案第 7 号 まんのう町事業分担金徴収条例等の一部改正について		即決
	日程第 1 7	議案第 8 号 まんのう町公民館条例の一部改正について		即決
	日程第 1 8	議案第 9 号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について		
			建設経済常任委員会	付託
	日程第 1 9	議案第 1 0 号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について		
			総務常任委員会	付託
	日程第 2 0	議案第 1 1 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について	総務常任委員会	付託
	日程第 2 1	議案第 1 2 号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について	総務常任委員会	付託
	日程第 2 2	議案第 1 3 号 まんのう町道路線の認定について	建設経済常任委員会	付託
	日程第 2 3	議案第 1 4 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会	付託
	日程第 2 4	議案第 1 5 号 平成 2 3 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号	総務常任委員会	付託
	日程第 2 5	議案第 1 6 号 平成 2 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号		

大西豊議会 運営委員長				教育民生常任委員会	付託
	日程第26	議案第17号	平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号		
				教育民生常任委員会	付託
	日程第27	議案第18号	平成23年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号	教育民生常任委員会	付託
	日程第28	議案第19号	平成23年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第1号	建設経済常任委員会	付託
	日程第29	議案第20号	平成23年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第1号		
				教育民生常任委員会	付託
	日程第30	議案第21号	平成24年度まんのう町一般会計予算案	総務常任委員会	付託
	日程第31	議案第22号	平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第32	議案第23号	平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第33	議案第24号	平成24年度まんのう町介護保険特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第34	議案第25号	平成24年度まんのう町診療所特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第35	議案第26号	平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案	建設経済常任委員会	付託
	日程第36	議案第27号	平成24年度まんのう町下水道特別会計予算案	建設経済常任委員会	付託
	日程第37	議案第28号	平成24年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案	建設経済常任委員会	付託
	日程第38	議案第29号	平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第39	議案第30号	平成24年度まんのう町水道事業会計予算案	建設経済常任委員会	付託
	日程第40	議案第31号	工事請負変更契約の締結について		
			(平成22年度社会資本整備総合交付金事業町道造田六地藏線道路改築工事【天川高橋上部工】)		即決
	日程第41	議案第32号	教育委員会委員任命の同意について		即決
	日程第42	議案第33号	まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について		即決
大岡議長	一般質問は、3月2日の本会議にて行います。				
	以上の日程で、意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。				
	以上で、議会運営委員会の報告を終わります。				
	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。				
	ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。				

大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 委員長に質問があるんですが、即決案件が何件かあるんですけども、議案の配布はいただいたんですが、それに付随する説明資料ですね、それが全くない中で、今日即決という形なんですけど、これ、議会基本条例から考えてもおかしいですよ。そのあたりの資料はどうなっているのか。そんな資料がない状態で即決を私たちにさせるということは、どういうことかについてお伺いします。
大岡議長 大西豊議員 運営委員長	1 2 番 大西豊君。 今、指摘された案件につきましても、委員会において十分な資料をお願いするということを申し出ました。例えば、工事請負変更契約の締結についても、当初にしてはどうでしょうか。当初したのと今の金額の差額等についても指摘をしました。そういう中で、本会議において十分説明できるだけの資料を提出するという事で、委員会としては即決ということに決定いたしました。以上です。
大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 その資料はいつくれるのでしょうか。
大岡議長 大西豊議員 運営委員長	1 2 番 大西豊君。 今、本屋敷議員が指摘された、議会はやっぱり対等な立場でやはり大綱的な資料を配布して、配布資料をもって審議しなければならないと言う、まんのう町の基本条例もできております。そう言う中で、議会運営委員会におきましても、その都度指摘しております。私は資料を出していただけるものと信じております。
大岡議長	他に質疑は。
本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 答えになってない。質問に対して。
大岡議長 大西豊議員 運営委員長	1 2 番 大西豊君。 委員会で、今指摘された案件についても、委員各位から指摘もあり、例えば、先ほど言うた工事請負変更契約についても当初から分かっているのであれば、出すべきだということについての整合性についても、十分な説明をするという総務課長の答弁でありましたので、そのことを信じたいと思います。今回は。
大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

日程第 2	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 15 番 谷森哲雄君、1 番 川西米希子君を指名いたします。
日程第 3		日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 19 日間といたしたいと思います。 これに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は 19 日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第 4 施政報告を行います。 町長 栗田隆義君。 それでは、平成 24 年まんのう町議会第 1 回定例会の開会にあたり、町政運営に関する私の所信と平成 24 年度当初予算における主要施策の概要についてご説明を申し上げます。町民の皆さん並びに議員の皆様方のご理解とご賛同を賜りたく存じます。 まず始めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。 最近の日本経済を見ますと、海外経済の減速や慢性化しつつあるデフレと円高の影響などから横ばい状態にあると言われながらも、雇用情勢も失業率が高い水準に止まるなど、依然として、厳しい状況が続いております。 また、忘れることのできない 1 年前の東日本大震災では、マグニチュード 9 の巨大地震と高さ 10 m を超える大津波被害にみまわれ、過去にも例がない原子力発電所事故による高濃度の放射能漏れも加わり、終息の目途も経たない国難と言えるこの惨状に、どう対処するのか、世界中が固唾をのんで見守っているのが現実であります。 このような中、直近の月例経済報告によれば、今後は東日本大震災発生に伴う復興需要に支えられて緩やかな景気拡大が続くと予測されておりますが、ギリシャの財政粉飾決算に端を発した欧州ソブリン危機の展開次第では、再び日本経済がリーマン・ショック並みの打撃を受けるリスクが生じるとも言われております。 我が国においては、歴史的な政権交代から 3 年目を迎えておりますが、平成 24 年度予算案でも国債発行額が税収を上回るなど異常ともいえる事態に陥っており、閉塞感が国全体を覆っています。国政が混迷を深める一方で基礎自治体に対する期待は益々高

	栗田町長	まっけてきており、本町といたしましても、町民ニーズや町政を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、自立と協働による取り組みを積極的に推進していく所存でございます。 加えて、地方分権改革における地域主権一括法が公布されたことから、政策の目的を達成するためには、地域の団体や住民と共通認識を醸成した上で、自治体、地域の団体、住民が協働連携していくことが必要不可欠と考えております。 このような中、私は、町長に就任した時から、一貫して変えない行政運営から、変える行政運営への転換を図ることこそ、まんのう町が将来においても、持続して発展し得る、唯一の道であると考え、前例踏襲主義からの脱却を心掛けてまいりました。 そして、経済情勢や社会情勢がいかに変化しようとも、町民の皆様が、住みよい環境の中で、安心して生活ができ、子育てや教育が受けられ、そして仕事ができる、そのようなまんのう町を創りあげることが、私に課せられた最大の使命であると、重く受け止めておるところでございます。 また、まんのう町経営方針の根本を成します基本理念は3町合併時の新町建設計画に基づき、誰もが住みよい・住み続けたいまちとしており、それを具現化するために総合計画を策定し、10年先のまんのうの将来像として、元気まんまん まんのう町 改革と協働 輝きのまちを実現するために、町民の皆様とともに、英知を結集して、このまんのう町を更なる住みやすい町となるよう、創りあげて行く決意でございます。 そのためには、効率的で信頼される行政の実現でございます。 行財政の健全化では、町民の皆様のご協力を賜りながら、さまざまな取り組みを実践した結果、平成22年度の健全化判断比率におきまして適正な値を示すことができました。しかしながら、国内景気の低迷が続く中、町内事業者等の業績や所得状況が悪化したことで、本町の税収もそれに比例して減収の一途をたどっております。このような中、限られた財源を効果的、かつ、効率的に活用するためには、職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むことができるよう、これまで以上に行政評価や人事評価を活用し、前例踏襲型の行政から脱却して、組織の活性化を図る必要があると考えております。 また、少数精鋭で効率的な行政を行うためには、職員個々の資質の向上が必要不可欠と考えております。今後も積極的に職員研修の参加を推進していくものであり、行政の役割が大きく変化していく中、職員それぞれが政策に強い公務員となることにより、町民の皆様のご信頼を得ていくことが、今後更に求められていると考えており、満足度の高い、充実した住民サービスの提供に努める所存でございます。 次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。 現下の社会情勢における景気低迷を反映して町税収の回復は期待薄であり、平成22年度の決算では景気後退の影響を受け、町税は一昨年に引き続き微減で、対前年度約1,400万円の減収となっております。平成24年度当初予算におきましても、残念
--	------	--

	栗田町長	ながら減収を想定しているところであります。 一方、歳入一般財源の根幹をなす地方交付税について、国は平成２２年６月２２日に閣議決定した財政運営戦略で導入した中期財政フレームの改訂に則り、平成２３年度と実質的に同水準を確保することを基本とすることから増額となっております。 ただ、合併団体である本町は、地方交付税の特例措置が講じられており、国から臨時ボーナスをもらって生計を立てている状態です。平成２３年度の普通交付税における一本算定と特例措置額との差額は約９億４千万円で、これまでににおける合計額は約４６億円に達しており、普通交付税が平成２８年度から激減緩和措置として５年間をもって段階的に削減される見込みから、町税及び普通交付税等の一般財源の増加が見込めない中、歳出においては、退職手当が当面高水準で推移するほか、高齢化の進展や医療費の増加等による社会保障関係及び関連経費の繰出し金の増加、耐震改修費や老朽施設改修費、合併特例事業等による投資的経費の増加、それらによる公債費の増加などの多額の財政需要が控えており、このことにより、計画的な事業削減は必至であり、施策検討にあたっては、将来の財政負担の軽減のため、財政構造を見直すことを前提として長期継続事業の廃止・見直しなど大胆な歳出抑制を図るなど徹底した財政健全化に引き続き取り組む所存でございます。 次に、平成２４年度当初予算の編成方針についてでございます。 平成２４年度当初予算の編成にあたりましては、限られた財源を有効かつ効率的に最大限活用することを基本に、本町を取り巻く雇用情勢経済情勢に鑑み、住民生活の安定確保を最優先に予算編成に努めたところでございます。まちづくりの指針となるまんのう町総合計画に掲げる施策・事業の着実な推進を図り、少子・高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など多様化する政策課題に対応し、町民の満足度をより高めていくことはもとより、合併効果が充分発揮できる施策を推進し、更なる新町の一体感の醸成や均衡ある発展を図ることが重要と考えております。 そのためには、町税等の収納率の向上や新たな自主財源の創出等により歳入の確保に努め、徹底した事務事業の見直し・アウトソーシング等による行財政改革を進めるとともに、選択と集中による事業の重点化により限られた財源の中でより効率的・効果的な行財政運営を行うことが必要であります。 したがって、現下の財政状況を充分認識の上、まんのう町総合計画及び実施計画を予算編成の基本とし、事務事業評価の結果を確実に予算に反映させるとともに、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことで町域の均衡ある発展と町民福祉の向上に繋がる予算を編成したところでございます。 また、国の３次補正予算に伴うものとして、平成２４年度に予定いたしておりましたＰＦＩ事業で取り組んでおります満濃中学校施設整備事業や満濃南小学校ランチルーム耐震化事業を、前倒しで、平成２３年度の３月補正予算に計上させていただいております。いつ何時襲ってくるか分からない東南海・南海地震に備えて、子どもたちに安心して学校生活を送っていただける環境整備
--	------	--

	栗田町長	を速やかに執行していく所存でございます。 それでは、平成24年度当初予算案と主要な事業、施策の概要について総合計画の基本計画方針に従ってご説明申し上げます。当初予算案といたしましては、一般会計90億4,800万円、特別会計55億8,930万円でございます。 内訳といたしましては、国民健康保険特別会計 事業勘定24億9,150万円、国民健康保険特別会計 直診勘定3,340万円、後期高齢者医療特別会計2億5,090万円、介護保険特別会計21億6,210万円、診療所特別会計1億1,990万円、簡易水道特別会計2億4,260万円、下水道特別会計1億9,390万円、農業集落排水特別会計2,910万円、浄化槽整備推進事業特別会計6,590万円、一般会計と特別会計の合計額は146億3,730万円で、昨年より1億2,810万円、0.9%の増額となっております。増額の要因としては、主に満濃中学校改築整備関連経費や公共施設・道路等の維持修繕、起債の償還元金の増などが挙げられます。地域の要望等も数多くございましたが、事業の緊急性、優先順位を精査し、的確な事業展開が図られるよう財源の効率的かつ効果的配分に努め、予算編成を実施いたしました。 それでは、自然が輝くまちづくりでございます。 中讃圏域において、貴重な自然環境を有する山なみや里山、水資源を持つ本町には、それらを守り、育てながら確実に次世代に引き継ぐ責務があり、地球温暖化対策では、まんのう町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。 また、自治会要望等で設置しております防犯灯では、LED照明による省エネ・高照度化を推進してまいります。大変要望が多い家庭用太陽光発電システムにつきましても、昨年同様に継続して一部助成制度を実施することで、環境にやさしい自然エネルギーの利用促進を図ります。 水質保全の観点では、生活排水対策として合併浄化槽設置に対する助成を引き続き実施いたします。 ゴミ問題では環境への負荷を軽減した循環型社会の実現のため、リデュース、リユース、リサイクルの3R運動の推進強化に重点的に取り組みます。その一環として、ごみリサイクルの推進強化を図り、ゴミの減量・再資源化を推進いたします。 また、エコランド林ヶ谷から排水される雨水に塩分が含まれていた問題につきましては、中讃広域行政事務組合と住民関係者との調整役となり、新たな代替貯水池等を整備したことや公共下水道を平成23年度と24年度の2か年で早期完了さすことにより地元自治会及び水利組合の不安を一刻も早く解消することに努めるものでございます。また、今後とも中讃広域行政事務組合に対しまして、安心できる最終処分場施設運営に努めていただくよう働きかけてまいります。 次に、心豊かな人材を育てるまちづくりでございます。 満濃中学校の改築につきましては、議員各位のご理解を賜り、町民体育館、町立図書館の新築とともに、PFI手法を導入した
--	------	--

	栗田町長	事業を初めて進めており、2月より造成工事などに取りかかり、4月に建築工事に着手し、1年後の平成25年3月までには建設工事が完了する予定となっております。新しい校舎は来年の4月から使用する予定ですが、その後、現在の校舎等を解体し、グラウンドの整備を行いますので、全体の工事が完了するのは平成26年の1月末の予定となっております。PFI手法を導入し、経費の節減と民間企業が持っているアイデアを活かした素晴らしい中学校の改築と町立図書館等の複合施設の整備に努めてまいります。 また、耐震改修につきましては、平成24年度に満濃南小学校のランチルーム、平成25年度に琴南中学校の体育館及び満濃南幼稚園の耐震改修に取り組んでまいります。 幼児教育につきましては、平成27年を目途に幼稚園と保育所の垣根をなくした総合こども園を設ける国の構想などを見極めながら、今後、検討委員会を立ち上げ、まんのう町としての幼児教育の在り方を検討してまいりたいと考えております。 放課後児童クラブにつきましては、保護者の要望を踏まえ、子育て支援を充実させるため、同一世帯から2人以上の児童が放課後児童クラブを利用している場合は、2人目以上の児童に係る利用料を2分の1にするなど、利用料の軽減に取り組んでまいります。 生涯学習推進体制の整備では、地域住民にとって、もっとも身近な公の施設である公民館等の安全性や利便性を高めるため、生涯学習施設の計画的な修繕や整備・充実を図ります。また、生涯スポーツの振興として、普及・定着のため、総合型地域スポーツクラブ設立への支援を行います。 次に、すべての人が輝くまちづくりでございます。 本町の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、県及び関係団体との連携強化に努めます。また、人権啓発の拠点であります長尾会館を中心として人権尊重社会に向けての取り組みを鋭意発信してまいります。 男女共同参画の推進につきましては、男女がお互いの個性と能力を発揮でき、女性の社会参画が容易となる環境づくりに向けて、取り組んでまいります。 地域間交流では、本町と丸亀市を中心市とした定住自立圏構想推進要綱に基づき、協定を締結することで相互の多様な個性を最大限に活かしながら圏域における定住を強く推進し、ひいては我が町の魅力を積極的に発信することで本町への定住機運を高めていくものでございます。 文化関係につきましては、ご承知のように一昨年、世界無形文化遺産の登録に逆風が吹き、佐文地区の綾子踊はユネスコの無形文化遺産保護条約の代表一覧表への記載は見送られました。今後は、年間登録件数が絞られるうえ、登録前の審査に専門家機関の評価を加える案が浮上するなど、無形文化遺産の登録が狭き門になりそうですが、できるだけ早い記載に向け、働きかけを継続し
--	------	--

	栗田町長	てまいりたいと考えております。 また、中寺廃寺跡の保存整備事業につきましては、平成25年度完了を目指して、平成24年度は遺構の整備、説明板の設置等を進めてまいります。 次に、誰もが安心して暮らせるまちづくりでございます。 かりん温泉跡のかりん健康センターにつきましては、新しく開所して早や一年が経ちました。利用者の皆様には地理的面でご不便をお掛けいたしていますが、多くの町民の皆様にご利用いただいておりますこと、大変喜んでおるところでございます。今後も、住民の健康増進に寄与できるような更なる取組として、健康診断の受診者を増やし、乳がん・子宮がん検診等、がん検診を充実させることで病巣の早期発見に努め、罹患者の治癒率を高めます。 また、乳幼児若年者を対象とした子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種では、23年度と同じく全額公費助成を継続して推進することで、罹患率の低減を図ってまいります。 また、新たな取組として、40歳から5歳区切りの年齢の方を対象として、公費助成を持って歯科医療機関での検診を推進してまいります。 自殺者対策事業といたしまして、関係機関と連携を図りながら自殺予防啓発活動と相談事業の充実、メンタルヘルス・サポーター等のリーダー養成を行うなど、精神的な悩みを抱える人に対しての支援等を展開してまいります。 健康施策では、琴南地区の琴南農村環境改善センター、満濃地区の満濃農村環境改善センター、仲南地区の仲南支所において、筋力トレーニングや健康体操などの有酸素運動が楽しみながら手軽にできるかんたんフィットネスを開設しており、利用者の皆様からは安価で質の高い設備が整っているとの声が寄せられております。一人でも多くの町民にご利用いただけるような更なる啓発を行ってまいります。 次に、高齢者福祉・介護保険計画の策定では、福祉は拡大傾向から、住民負担や財政運営に配慮して、適正化のための調整が必要な過渡期を迎えております。今後の3年間は、何よりも介護保険料の高騰を抑制することを最重点といたしており、今回は県下で最も低い伸び率にすることを根幹としております。 次に、今年度は障害者・障害福祉計画の立案を行います。障害者の自立支援の理念を発揮するために、障害者が家族との関わりを深めながら、働けて、地域で暮らして行ける環境整備を図ります。 また、介護給付の決定は、一般の方への説明責任を果たせるものとするために第三者委員会の設置を働きかけます。 敬老会の見直しについてでございます。町内7箇所ごとに実行委員会を開催し、町からの委託により各地域の実行委員会が実施することで合意ができました。
--	------	--

	栗田町長	次に、医療費節約の啓発は、これまでに町内69か所で開催して、2,338人の町民にお伝えしております。現在、国民健康保険の一人当たり医療費は、県下で高い方から4番目、後期高齢者医療保険は9番目に順位が下がって来ましたが、懸念すべき状態には変わりありません。今後3年から4年間に300か所で7,000人への啓発を達成目標として継続する方針といたしております。 新年度の国民健康保険料は、高松市の2割の上げ幅が話題となりましたが、本町の新年度は据え置きといたします。 後期高齢者医療も2月の運営委員会で、今年度と同額で新年度の予算を組む採択がなされております。 ただし、今年度の3月補正予算のご提案のとおり、平成25年度の増額は避けられない見通しであります。 次に、安心安全生活ネットワーク会議は、命見守り ほっと安心事業の公的な背後支援のために社会福祉協議会が開催していたほっと安心委員会を継承するものであり、数多く実施されている安心安全施策の連携を図るものであり、12月議会で策定した安心安全生活ネットワーク基金の的確な運用のために、この会議の果たす役割に期待を寄せておるところでございます。 次に、誰もが安全・快適に住めるまちづくりでございます。 公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー、あいタクシーは2年間の国の支援による実証運行が終了し、新年度から本格運行に移行いたします。今後も、一人でも多くの住民の皆様に気軽にご利用いただける運行に努めてまいります。 次に、南海・東南海地震が近い将来予測されていることなどから、生活安全対策として町道に架かる橋梁の長寿命化を計画的に整備をいたします。町内には架設後40年から50年が経過した橋梁が多く存在しており、補修では安全が確保できない橋梁については架け替えを行うこととしており、24年度は仲南地区の道德寺橋の実施設計を行うことといたしております。 土地改良事業では、新年度より県営中山間総合整備事業が6年間の予定で15億円を超える事業費を持って動き出しますので、住民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。 また、10万トン以上のため池のハザードマップ作成では、住民の安心・安全を確保するために速やかに実施していく所存でございます。 耐震住宅施策では、昭和56年6月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため、国・県の制度に合わせ新年度も継続して一部補助金を支給してまいります。 水道事業では、老朽管の耐震化を計画的に実施し、震災に強いライフラインの構築に努めます。 次に、防災・減災の地域力づくりでございます。 災害から住民の生命、財産を守ることは行政の最重要課題であることから、計画的な瞬時警報システムによる全戸への緊急地震
--	------	---

	栗田町長	速報により避難訓練を実施してまいります。 また、地域防災計画改訂に併せ、避難にあたって各地域の公民館・集会所が一時避難場所として機能するか調査を進めており、結果が出次第、御報告いたします。 自主防災組織への支援では、特に高齢者や障害者が災害時に安全に避難するために地域の力が不可欠であります。自分の命は自分で守ることを基本として近隣で助け合い、尊い命を一人でも救うための仕組みづくりとして自主防災組織育成推進要綱を新たに作成し、共助体制づくりを支援いたします。 また、防災資機材整備事業や地域防災活動事業を創設し、自主防災組織の活動に対して助成を行ってまいります。 交通安全施策につきましては、２３年度は残念ながら町内で多くの死亡事故が発生いたしましたことから、交通事故撲滅の啓発を各種団体とともに強力に推進していく所存でございます。 次に、地域経済の活力を高めるまちづくりでございます。 本町は、総面積の７０％が森林であり、豊かな自然に恵まれております。しかし、その森林も従事者の高齢化や木材需要の低迷で整備が遅れている状況であります。国においては、林業として成り立つよう、個々でなく広い範囲で地域が連携した森林整備を目指しています。そのひとつとして、森林施業計画から広い範囲を対象とした森林経営計画に移行することとなりました。町といえども、森林を育てて木材生産に結び付くよう森林組合と連携を密にして森林経営計画の樹立を促進してまいります。 農業施策につきましては、環太平洋連携協定、ＴＰＰについて交渉参加に向けて関係国と協議に入ると国は表明しておりますが、具体的内容等の説明も十分なされておらず、農業の先行きが心配される場所であり、全国町村会としても反対をしておるところでございます。今後、国の動向を注視し、農業関係団体等と連携して対応してまいります。 本年７月は、農政・農地行政の重要な役割を担っている農業委員の改選時期であります。農業委員会は権限委譲など活動強化がされており、改選に伴う研修会などを通じ、優良農地の確保・有効利用、担い手の確保・育成に取り組んでいただけるものと期待をしております。 ２０１０農業センサスによりますと、前回調査と比べ農業従事者の高齢化、遊休農地の増加がみられます。その解消には地域の農業・農地は地域で守るという取組が大切であります。国においては、新規就農、農地集積の推進のため、新たな事業が予定されており、その事業に取り組むには集落で担い手を位置づけるなど、地域農業マスタープラン作成が必要となります。このような新たな制度の周知や平成２３年度から行っておる集落営農法人への活動支援を継続して行い、地域農業の振興に努めてまいります。 また、平成２３年度から本格実施されました戸別所得補償制度については、農家の所得向上に結び付くように制度の活用を推進してまいります。
--	------	---

	大岡議長 高木教育 民生委員長	教育民生常任委員長 高木堅君。 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行ったらと思います。 昨年１２月２３日、午後１時より、第１委員会室におきまして委員全員、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、社会教育課長、建設土地改良課長の出席により教育民生常任委員会を開催し、琴南地区大月山荘を現地調査をいたしました。その後、大月山荘の購入について執行部より説明があったわけでございます。 委員より、建物、土地の所有権についての質疑があり、執行部より、建物は個人、土地は旧琴南地区財産区のものであるとのことでございます。 委員より、適正な価格で購入できるように交渉してほしいとの意見がありました。 以上、午後３時５５分に委員会を閉会いたしました。 去る２月１４日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員全員、議長同席のもとに、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課全員の出席により教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他でございます。 町長挨拶のあと、意見書第２号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案（平成２３年１２月議会提出）についてを慎重に審査を行ったわけでございます。 委員より、国の限られた予算の中で増額には、無理があるとの意見がございました。 付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定によりその結果を報告いたします。 意見書第２号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案（平成２３年１２月議会提出） 全会一致で否決とすることで意見の一致を見ました。 次に、福祉保険課長より、高齢者福祉介護計画の策定案、障害者福祉計画の策定経過、子ども手当、安心安全介護ネットワーク会議の発足、敬老会の見直し、うきうき教室の開催、緊急通報装置の稼動状況、医療費の動向等について説明がありました。 委員より、介護保険料についての質疑があり、執行部より、平成２４年度から３年間は、保険料の抑制と財政負担の適正化のために、施設、ベッド数等の抑制をしたいとのことでした。 委員より、介護保険料の改定については、住民の目線で説明責任ができるような形でお願いしたいとの意見がございました。 委員より、介護保険を利用せずに生活している住民に対して励みになる制度を作るのと、認定の適正化に真剣に取り組んで欲しいとの要望がございました。 琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、ジェネリック医薬品の使用について質疑があり、執行
--	--------------------------------	---

	高木教育 民生常任 委員長	部より、ジェネリック医薬品の使用推進については、現在、琴南支所と診療所とで十分に話し合いを行い進めているとのことでございます。 委員より、医師以外の看護師等による訪問看護についての質疑があり、執行部より、診療所と協議し、今年４月以降からの実施を考えているとのことでございます。 委員より、診療所の医師の官舎について質疑があり、執行部より、建ってからかなりの年数が経過しており、老朽化しているので、医師の常駐を確認後に平成２４年度で改修を予定しているとのことでございます。 住民生活課長より、行事報告、人口・世帯数、住民異動届受付件数、夜間窓口受付件数、戸籍・住民票等の発行状況、ごみ収集の状況、補助金の実施状況、野犬保護件数及び犬猫の補助金、火葬事業、し尿処理事業、資源ごみ収集実績、不法投棄処理件数、浄化槽設置整備事業等の説明がありました。 委員より、し尿処理の職員数についての質疑があり、原則、臨時職員４名で対応しているが他にゴミ収集も兼務しているとのことでございます。 健康増進課長より、事業報告、高齢者用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌予防ワクチン、インフルエンザ予防ワクチン等の接種状況、母子手帳等交付実績、かんたんフィットネス参加者状況、温泉送迎バス乗車人員の状況、インフルエンザ流行警報等の説明がございました。 委員より、香川県後期高齢者医療広域連合の対象者が７５歳以上の高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種の補助制度の活用について質疑があり、執行部より、現在は住民生活に光をそそぐ交付金事業で対応しているとのことでございます。 委員より、高齢者用肺炎球菌ワクチンの供給不足により接種できていない方の救済措置について質疑があり、執行部より、現在、接種の意思があるのにできてない方については繰越措置を考えており、人数を確定するために対象者全員に通知をし、電話等の連絡をいただいた方については台帳に取りまとめて、供給量が安定してきた時点で再度連絡をして対応するとのことでございます。 次に、学校教育課長より、主要行事報告、放課後児童クラブ利用状況、平成２４年度小・中学校入学予定者数等について説明がありました。 委員より、満濃中学校改築における琴南中学校との統廃合について質疑があり、執行部より、平成２５年度の新中学校の校舎完成後に人数の多い所で学ばせたい意向の保護者もいるので、そういう流れの中で状況を見ながら話しをさせていただきたいとのことでございます。 委員より、インフルエンザにおける学級閉鎖の期間について質疑があり、執行部より、養護教員、学校医と相談して期間は決定するが、期間については学校と再協議するとのことでございます。
--	------------------------------	---

高木教育 民生常任 委員長	次に、社会教育課長より、社会教育、人権教育、社会体育、文化財、高齢者教育、女性教育、青少年教育、芸術文化、文化祭、公民館まつり等、国際交流、公民館月別実績、児童館利用状況、琴南地区大月山荘（仮称）星の家運営基本構想等の報告がございました。 委員より、森のコンサートの入場者数について質疑があり、執行部より、まだ実績があがってきていないが、2日間で約550名から600名だろうとのことでございます。 委員より、琴南地区大月山荘（仮称）星の家の運営について、開始時期について質疑があり、執行部より、平成24年度の秋までに運営、改修計画を策定し、平成25年度の秋からは運営を開始したいとの考えでございます。 委員より、施設の有効活用ができるよう、関係各課で協議してほしいとの意見がございました。 以上、所管事務調査を行い、午後3時5分に委員会を閉会いたしました。 以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。
本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 意見書第2号ですね、教育民生常任委員会の判断をしているということですが、その中にありました国庫負担の増額を認めるのは難しいだろうという部分の理由をお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。
大岡議長	14番 高木堅君。
高木教育 民生常任 委員長	本屋敷議員さんが今質問されたことについて、委員会の各委員さんの先ほど説明したわけですが、今現在でも相当な赤字財政で、国の限られた予算の中で、増額には大変な無理が生じておると、無理であるんでないかということで、意見の大半を占めましたので、そういうことです。
大岡議長	5番 本屋敷崇君。
本屋敷議員	もう1点、他の質問にはないりますが、委員長の報告の中でですね、満濃中学校と琴南中学校の合併の話がでておりましたけれども、まず、前にですね、経過として今後25年度の合併を目標として、当初話を進めていたものがですね、頓挫しとるわけですね。その理由として、その時の話として、今後保護者の方からそういった話がある場合にはお受けはいたしますが、こちらの方からそういったお話をすることは基本的にはないと考えておりますと言うような答弁だったわけですね、執行部の方から。それが、先ほどの話でしたら、学校ができた時点でそういった話を持ちかけていきますと言うような話ではありましたが、そうなるちょっと話が違うなという話で、本来であるならばですね、今現在2校あることを考えて、いかにですね、この2校を有効活用

日程第 6	本屋敷議員	していくかということの論点をすすめていくべきであろうと思うんですが、そのあたりについての話は執行部の方からあったのかないのかだけで結構です。ない上で、そういった話をしているのかどうかだけ、お聞きします。
	大岡議長 高木教育 民生常任 委員長 大岡議長	14番 高木堅君。 今、本屋敷議員が言われたような質問に対しては、執行部の方は出てきておりません。なお、委員の中の皆さんそれぞれの考えもあろうかと思いますが、やはり新しい中学校に子どもたちを入れたい、入りたい、本人またご父兄、家族等がそういう希望があれば、そういう方向に向けて行くというような執行部の対応、また、一番に委員会の中の意見、一意見としては、やはりその当事者の本人、親、ご父兄等の意見を注意してもらいたいと言う意見はございました。以上です。 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 2 月 16 日、午前 9 時 15 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員による委員会の事前の打ち合わせを行い、午前 9 時 30 分より、委員全員、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員の出席により建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 栗田町長挨拶の後、地籍調査課長より、事業実施報告等について説明がありました。 委員より、双方の土地所有者が境界について合意できない場合についての質疑があり、執行部より、その場合は境界が未確定のままになるとのことでありました。 委員より、境界が不明な時の境界確定について質疑があり、執行部より、地元の協力員の意見等をもとに所有者が合意すれば境界が確定するとのことでありました。 次に、産業経済課長より、農業委員会定例会の開催状況、全国農業委員会会長代表者集会・中讃地区農業委員会連合会視察研修、簿記記帳講習及び経営管理能力向上講習会の報告。農林振興関係として、平成 24 年産米の県から町への生産目標数量、中山間地域等直接支払、農業用軽油免税継続申請受付、松くい虫防除事業樹幹注入委託、狩猟免許試験等日程、農業振興地域整備促進協議

藤田建設 経済常任 委員長	会開催、地域農業マスタープラン概要などの報告がありました。 商工観光関係としては、プレミアム商品券、まんのう町商工会館竣工式の報告がありました。プレミアム商品券については、12月4日に予約販売・当日販売をし、11日14日の予約販売は62,650千円、12月4日の当日販売は20,120千円の合計82,770千円を販売したとの報告がありました。その他、かりんの丘公園、かりん会館、かりん亭の利用状況の報告がありました。 委員より、耕作放棄地の把握方法、マップの作成についての質疑があり、執行部より、農業委員が耕作放棄地調査を実施しているとのことでありました。 委員より、満濃池東側で実施の松くい虫防除樹幹注入の日数について質問があり、執行部より、1日で完了する予定であったが、雨の関係で2日間での実施となったとのことでありました。 次に、水道課長より、満濃池の貯水状況は95%の1,460万トンであり、仲南地区の地蔵前ダムについては80%の72,300トンであるとの報告でありました。現在は、安定的に水道水を供給しているが、春先の渇水を心配しているので、今後の雨量次第では住民に節水を呼びかけるとのことでありました。 工事の発注状況については、石綿管更新工事は最終年度となり、県道炭所東琴平線のコメリ前においてダクタイル鋳鉄管Φ100から150mmを約1km施行予定で工事を施工しており、現在80%の進捗率である。台風による道路災害で水道管の破損箇所があり、水道復旧工事を発注している。今月初めの寒波により水道管の凍結による漏水事故が発生した。また、他事業にともなう水道管移設工事があり、住民の皆様には断水等迷惑のかからないように施工するとのことでありました。 その他として、四条浄水場の老朽化による今後の検討課題、また、水道事業広域化の対象区域による比較検討の報告。さらに、浄水場・配水池等町内対象施設の61か所の簡易耐震診断をおこなっているが、その結果に基づき今後どのようにすればよいか検討するとの報告がありました。 委員より、満濃中学改築工事に関連した新たな水道工事について質疑があり、執行部より、新中学校の雨水対策の排水施設布設工事に伴う水道管移設工事を中学校の改築予算の中で実施するとのことでありました。 次に、羽間地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、羽間駅前駐車場、町道榎林・佐岡線、老朽ため池赤谷池、かりん会館、かりん広場の現地調査を行いました。 また、委員より、羽間駅前駐車場に設けている身体障害者用の駐車場に一般車両がよく駐車しており、身障者用の駐車場を阻害している状況であり、啓発用の看板等の設置との意見が出ました。 次に、建設土地改良課長より、土地改良事業関係の説明があり、町内の10万トン以上のため池3地区のハザードマップの作成
------------------------------	---

	藤田建設 経済常任 委員長	を発注している。また、土地改良関係の農地及び農道・水路の災害復旧工事についても 27 件中 25 件を発注しているとのことでありました。 また、県営事業のうち、中山間地域総合整備事業の農業集落道、ほ場整備事業、農道事業については、今年度中にすべてを完了し、1 地区実施しているため池整備事業については来年度完了するとのことでありました。 震災対策として、まんのう池のため池耐震調査については県営事業として発注済みとのことでありました。 次に、町内の主なため池の貯水状況の報告及び林道事業・公共土木事業・都市計画・住宅関係、林道災害復旧工事、公共土木災害復旧工事及び下水道事業、農業集落排水事業の状況説明があり、災害復旧工事については、本年度内に発注し早期完了に努めているが、一部工事によっては事業を翌年度に繰り越すとのことでありました。 町内のほ場整備の推進状況については、24 年度より始まる第 2 期の中山間地域総合整備事業の事業着手に向けた事務処理を進めているとのことでありました。事業内容については、農業生産基盤整備事業として農業用排水路を 13 路線、延長 7,760 m、事業費 4 億 8,400 万円、農道整備事業を 2 路線、延長 810 m、事業費 8,100 万円、ほ場整備事業を 8 団地、面積 19.2 ha、事業費 4 億 2,500 万円、農地防災事業として、ため池改修 11 か所、事業費 4 億 3,200 万円の合計 34 か所、事業費として 14 億 2,200 万円を予定。また、生活環境整備として農業集落道整備を 2 路線、延長 650 m、事業費 5,600 万円、農業集落防災安全施設整備を 6 か所、事業費 4,700 万円の計 8 か所、事業費 1 億 300 万円で合計 42 か所、事業費 15 億 2,500 万円の予定とのことでありました。 主な県道の整備予定・状況についての説明があり、県道丸亀三好線の久保工区の用地については、数名の方々にすでにご協力をいただいております、引き続き用地交渉を行い、協力をいただけた所から工事着手に向けて進めていくとのことでありました。その他、県道丸亀三好線では堀切峠の手前のカーブ修正、塩入地区の引き続き改修工事などが予定されているとのことでありました。 また、県道炭所西善通寺線の鐘場工区及び宮東地区において用地交渉を進めており、炭所東琴平線についても、交通事故の多発などにより、地元からの強い要望もあり、交通安全施設として照明設備の設置と歩道整備の検討、また、高篠小学校横の歩道の検討をしているとのことでありました。町道、農道などの舗装修繕など維持工事については、災害の発注などで少し遅れているが早急に発注し、工事を進めていくとのことでありました。 下水道使用料賦課漏れの状況についての説明があり、昨年 11 月末での確認済の漏れの件数は 68 件で、金額は 562 万円余りであり、現在は職員が各家庭を訪問のうえ、状況説明とお詫びをして、現在までに 16 名の方に納付の協力をいただいております、今後の事務処理の適正化と再発防止を図るために、下水道接続申請確認台帳を作成し、複数の職員で確認のうえ事務処理を行い、再発防止と信頼回復に努めるとのことでありました。
--	------------------------------	--

	藤田建設 経済常任 委員長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 藤田建設 経済常任 委員長	委員より、満濃池耐震調査の町の負担分について質疑があり、執行部より、事業費の負担割合は国５０％、県２５％、市町２５％であり、市町負担分については、満濃池からの各市町の受益面積による案分比率により算出、まんのう町の負担分は約２００万円とのことでありました。 以上、所管事務調査を行い、午後４時２０分に委員会を閉会しました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長の報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 ５番 本屋敷崇君。 何点か。あるかないかだけで結構ですので、お願いします。 まず、現地調査が２か所ほどありましたけども、その現地調査ですから、近々の問題があつてのことだと思いますが、その主たる目的をお願いしたいのと、あと何点か、これはなかなか、執行部の方から資料いただいてるかどうかだけで結構です。 プレミアム商品券を発行することによる町内商工業下の商業に対する効果の報告、もう３年目、４年目になりますかね、になる効果の報告があつたのかどうか。 あと、建経の方ですから投資的経費が多いんですけども、終了している投資的経費の効果、投資効果の説明っていうものを受けたことがあるのかどうか。 あとですね、３月予算の方に入りますけれども、優先順位を示した資料を提示していただいたことがあるかどうかの３点、よろしくをお願いします。 １０番 藤田昌大君。 質問を受けましたけれども、投資効果については全て報告はありません。やったことだけのですね、プレミアム商品券なり、全てそうであります。 現地調査の目的はですね、現地を知らない部分が多いこともありますし、特に羽間の駐車場についてはですね、日常的に障害者駐車場へ健常者が停めていると、その状況をですね、ぜひ知っていただいて、町として恥ずかしくない対応をしなければならないといった立場でさしてもらいました。それとあとの中山間地区のですね、整備事業についての町道拡張事業でありますけれども、そういった部分が、委員が全然分からない部分が多かったんではいけませんので、建設経済常任委員会として調査できる範囲を全部やらしていただきました。 優先順位も別に報告はされておられませんので、私たちの委員からもそういう部分は出されませんでしたけれども、今後のですね、
--	---	--

日程第 7	藤田建設 経済常任 委員長 大岡議長 川原総務 常任委員長	部分についてはやっぱり新年度予算の部分もですね、はっきりさせなければならないなということではしてます。特に、紐付きの予算が非常に建経の場合多いんでありまして、そういった部分からですね、どう町民のニーズにあった工事をしていくかというのが重要な部分だと思いますので、今後ですね、そういった議論を建経の方で深めていきたいと思いますので、以上、答弁としておきます。以上です。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ここで、議場の時計で 1 3 時 0 0 分まで休憩といたします。 （休憩 午前 1 1 時 4 5 分） それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 （再開 午後 1 時 0 0 分） 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 川原茂行君。 総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る 2 月 2 0 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を公開にて開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 副町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、町内各地での交通安全キャンペーン、消防団活動、選挙人名簿登録者数等の報告がありました。 火災に関しては 1 1 月から 1 月末で 3 件発生し、うち建物火災が 2 件とのことでありました。救急出動状況については 1 1 月から 1 月末で 2 7 6 件の出動、交通事故発生状況については物損事故が 1 1 4 件、人身事故が 4 9 件発生し、そのうち残念ながら死亡事故が 2 件とのことでした。 また、平成 2 3 年中のまんのう町の交通情勢について、交通事故等の発生状況等についての報告がありました。 委員より、消防団の操法大会について開催を検討するよう要望がありました。 委員より、災害用備蓄品の管理規則についての質疑があり、執行部より、備蓄品は現在揃えているところであり、施設に収まっ
--------------	--	---

川原総務 常任委員長	た段階で賞味期限が近いものは、地域の防災訓練等に利用し、新しいものを補充するとの内規を作成するとのことでありました。 委員より、防火水槽の開閉の鍵が数種類あるとのことについての質疑があり、執行部より、鍵が数種類あるのは緊急時に問題になるので、今後、設置する防火水槽についてはメーカーが変わっても開閉する鍵はできる限り同一にしたいとのことでありました。 委員より、交通死亡事故防止看板の設置についての質疑があり、執行部より、警察、道路管理者である土木事務所と事故現場立会時に交通事故抑止策としての看板等の設置依頼を行っており、現在、設置されていない場所については改めて設置を求めて行きたい。また、設置されない場合は理由を確認するとのことでありました。 委員より、集中豪雨等で被害が想定されるため池の照明設備設置についての質疑があり、執行部より、池の耐震診断を実施しながら、担当課と協議して、ため池の安全対策を考えていくとのことでありました。 次に、企画政策課長より、総合計画の実施計画、定住自立圏形成、国際交流、出資法人、琴南地区集落活性化推進事業、まんのう町連合自治会、まんのう町地域公共交通協議会、地域公共交通対策事業進捗状況、あいあいタクシー、福祉タクシー券助成事業、情報基盤整備事業、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況等の報告がありました。 中讃テレビの加入率は再送信を含め、2, 529戸、40.8%であり、一般家庭6, 200戸を対象としている。インターネット39.6%、光電話29.8%との報告がありました。 また、委員より、総合計画の作成の担当課についての意見があり、執行部より、行政改革は1つの担当課では実施できない、企画政策課の総合計画と総務課の事務事業評価、人材育成をリンクさせながら行政改革を推進していきたいと考えるとのことでありました。 委員より、デマンドタクシーの利用改善についての質疑があり、執行部より、利用者のアンケート調査結果を分析し、次のステップに移りたいとのことであります。 委員より、地域公共交通協議会の詳しい資料の提示の要望がありました。 次に、税務課長より、町税等のコンビニエンスストアにおける収納サービスの検討結果について、中讃広域情報センターの資料により説明がありました。丸亀市は平成24年度から全税目において実施するが、他の市町は実施しないという報告でありました。 次に、琴南支所長より、琴南イベント協会実行委員会、身障協会琴南分会研修会、そば栽培体験事業、どきどきフェスタ、地区連合自治会長会、琴南地区民生委員会、美合第1・2・3財産区正副議長会などの報告がありました。 次に、仲南支所長より、地区民協研修会、人権啓発、仲南地区自治会連合会、平成22・23年度福祉バスの自治会・病院・支所別利用状況などの報告がありました。 福祉バスについては、平成24年度からの利用の少ない仲南支所、病院の送迎を取りやめて、塩入温泉・仲南健康センターへ直
-----------------------	--

日程第 8	川原総務 常任委員長	行する運行経路の変更について説明がありました。 委員より、福祉関連を除く運行経路の変更については、更なる検討をお願いするとの意見でありました。 以上、所管事務調査を行い、午後 0 時 3 0 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 8 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃中学校改築調査特別委員会委員長 合田正夫君。
	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	それでは、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を行います。 去る 1 月 1 2 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて事業の進捗状況について説明がありました。 満濃中学校改築対策室より、前回の委員会での設計に関する確認事項である、体育館サブアリーナ東側の研修室と会議室の東側に通路、廊下を設置し、学校図書館への生徒の動線、メインアリーナからの避難経路の確保と、教科教室型に移行した場合のホームベース等、教科ごとのエリア分けの 2 点と、発注促進計画書、国庫補助金に関しての補正予算などについて説明がありました。 体育館サブアリーナ東側会議室の東側への通路、廊下の設置については、1 0 月当初に地域開放エリアと学校エリアとの区画分けの検討の結果、諸室の配置が決まったが、その段階で、この検討もしていた。研修室と会議室が体育館の地域開放エリアと位置づけられているので、体育館の運営の面で研修室と会議室について、どういったものが求められるかということも含めて協議をした。研修室と会議室はパーテンションで仕切られており、一体として大きい部屋にした方がイベント等に活用がしやすい面、また東側から直接に外からの採光が得られ、換気も直接とれる環境の良い部屋にしたいという、体育館運営事業者からの要望があった。通路を会議室の東側に設けても、生徒等の学校図書館への動線、2 階のメインアリーナからの避難動線に大きな変わりはなく、現在の諸室の配置がメリットが大きいとの理由で決定したとの説明がありました。 教科教室型に移行した場合のエリア分けについては、前回ホームベースが 2 階の更衣室にあるのはどうかという質問内容でし

	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	た。ホームベースを学年ごとのエリアに絞って考えていたので、更衣室がホームベースというエリア分けになった。しかしながら、教科教室型を運営している時期であれば、全学年が一体となって運用されているので、各学年の動線が交差する状態となっており、ホームベースが学年ごとに分かれていなくてもいいのではないかという発想のもと、北側にホームベースを2か所設けて、その間を英語教科エリアとすることで南側の音楽、社会、数学、理科のエリア分けができる計画になっているとの説明がありました。 発注促進計画書については、工事に着手する1か月前までの提出となっているが、現在は提出されていない。2月中旬には造成工事にかかるということで、昨日確認をしたところ、12月20日にまんのう町建設業協会から紹介があった3業者に見積依頼をした。今日には見積書の提出があるとのことで、その後、見積もり金額等の査定、施工実績、施工能力を総合的に判断して実際に下請けに出す業者を決定するとの報告があった旨、説明がありました。 国庫補助金については、23年度の3次補正で満中改築全体に対する補助金申請を実施した方が補助金の充当が確実であることから、補助金申請を実施したところ、年末に交付の内定があったので、3月議会に施設整備費に該当する約30億3,000万円を補正で予算の計上をし、全額24年度に繰越をするとの説明がありました。 委員より、モニタリングのベースになる基本設計についての質疑があり、執行部より、提案時の図面から契約時の図面は契約後の協議軽減のため変更している。PFI手法は契約後の提案変更が難しいので、それを解消するために提案時から契約時まで、ある程度の大まかな変更を行い、契約時の設計がモニタリングのベースになるとのことでした。 委員より、設計変更に伴う運営費、維持管理費の検証についての質疑があり、執行部より、業務間にわたることのない変更、対応をすると聞いており、業務間でお金が動くことがあれば大きな変更になるのでキャッシュフローの見直しが入ってくる。これは融資をする銀行が監視をする役割があるため、モニタリングによる評価をしてもらうことも考えているとのことでした。 委員より、25年間のモニタリングの方法についての質疑があり、執行部より、ベースとなるのは契約時点での設計になる。協議の過程の内容はベースからどのように変わったか細かく項目ごとに記録を残すコミショニングプロセスという手法があり、今回導入している。本町が要求する水準が維持されているかどうかに加え、後年度の維持管理費にどう影響するかまで含めて記載したコミショニングプロセスを基に外部監査を実施するとのことでした。 委員より、地元発注対策のチェック方法についての質疑があり、執行部より、工事費としての4億円と認識しているので、工事に着手する1か月前までに提出される発注促進計画書を承認し、工事が終わって地元への発注金額が4億円に達しているかどうかをモニタリングするとのことでした。 委員より、国庫補助金の額についての質疑があり、執行部より、査定があるので、まだ確定はしていないが約7億1,500万円を予定しているとのことでした。
--	------------------------------	--

日程第 9	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長 大岡議長	去る 1 月 3 0 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて事業の進捗状況について説明がありました。 満濃中学校改築対策室より、発注促進計画書、設計・建設業務要求水準書等に対するコミショニングプロセス、基本設計としての図面について説明がありました。 発注促進計画については、今回は本体工事の準備工という位置付けで、新たに用地を取得したところの擁壁、延長約 2 6 0 m の工事を町内の清田建設に発注するとのことでした。 施設計画については、実施設計で詳細を詰めていくので、変更があるとのことでした。 委員より、発注促進計画で町内発注予定の 4 億円の工事概要についての質疑があり、執行部より、大成建設に、どの段階で、どのような形で提出できるか確認し報告するとのことでした。 委員より、ランチルームの 2 階部分の通路についての質疑があり、執行部より、ほこりの問題については給食時は全校生徒が一緒に食べるので問題はないと考えるが、手すり部分については防塵対策としてアクリル板等の設置を考えているとのことでした。 委員より、ランチルームの地域開放についての質疑があり、執行部より、最初のコンセプトをもとに講習会、ミニ上映会等ができるような設計をしているとのことでした。 委員より、コミショニングプロセスの内容についての質疑があり、執行部より、まだ事業者と内容について協議している段階であり、個別外部監査の結果を反映させた内容に変更するとのことでした。 委員より、現在校内にある樹木の移設についての質疑があり、執行部より、募集要項の公表前に記念樹や記念碑等で移設の必要なものの確認を中学校に行った結果、樹木については東門にある 3 0 周年記念の木が記念樹ということで残す計画であるが、それ以外は処分する考えであるとのことでした。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 9 意見書第 2 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案（平成 2 3 年 1 2 月議会提出）を議題といた
--------------	--	--

	栗田町長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 齋部総務 課 長 大岡議長 本屋敷議員	ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。 当然、この文言に変わるということはですね、町長が特に必要と認めたものとするのが、今まではなかったのが、今後出てくることが可能性としてあるということだからこの文言に変えているということだと思いますが、それがどのようなものが仮定されるのか。それが仮定されるものでない中で、この文言に変えると言うことは、執行権の乱用にもつながりますので、議会としては賛成し難いということにはなりますが、そのあたりの見解をお聞かせください。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 今回、条例改正をお願いすることになりました要因といたしまして、昨年、まんのう町は大変、交通死亡事故が多ございまして、そういうことに対しましての交通安全施策を充実したいということがあります。そういう中で、新年度において計画を今現在しております、交通安全施策の一環としてでございますが、県下でもやってるところあるわけですけど、運転免許証返納制度というものを検討していきたいというふうに考えております。そういう中で、個人の身分証明書の役割も果たしております、免許証を返納することになりますと、その代替となるものとして保険証があるということではございますが、写真等の本人確認が十分でないということもございます。そういうことで、スムーズに免許返納、高齢者の方ですね、免許返納をスムーズにさせていただいて、少しでも交通事故を減らせることができればいいなというように考えておりまして、身分等の関係証明をする住民基本台帳カード、写真付のカードがございます。これを返納者に無償で支給をすることで、運転免許証の返納を進めてですね、ひいては高齢者の交通事故を少しでも減していきたいということを考えているものでございます。以上です。よろしくお願い申し上げます。 5 番 本屋敷崇君。 では、今の話を受けて、何点か質問させていただきます。 運転免許返納制度というのはですね、市町村で作るものなのか。今現在運転免許の交付は県によります。その中で、返納を勧めるということが市町村の制度なのか。更にはですね、この手数料の部分ですね、じゃあ、返納した人に限って手数料を免除するということになるかと思いますが、そうなった場合にはですね、現在免許証を持たない方が新しく住基カードを取得しようとした場合には今までどおり手数料がかかると、というのはですね、住民の税の公平性と言う部分から考えて問題はないのかどうか。本
--	--	---

	齋部総務課 長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 齋部総務課 長 大岡議長	今回これを御議決いただきまして、免許返納制度を利用して、高齢者の足の確保と言いますか、安全施策への一歩としたいと考えておりますので、御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。 5 番 本屋敷崇君。 ちょっと 1 点、免許返納制度自体がですね、市町村が作るべきものなのかどうかという話が抜けてたので、それを再度お伺いするんですけども、そのことから執行部としての意図は分かるんですよ。交通安全を図りたいと、それは良く分かるんです。しかしながら、手数料条例としてもっていくのはおかしいのではないかという話ですよ。運転免許返納制度というものは、県にあってですね、であればですね、県の方にこちらから働きかけをしてですね、手数料制度の第 3 条第 2 項にあるですね、国または地方公共団体がその職務上必要とするために申請した時という場合に引っ掛けてですよ、免許返納制度した人は県の補助金としてその 5 0 0 円分は県が持ちますよというふうな部分であるなら分かるですよ。しかし、これやったらですね、町民としての公平感はないわけですよ。免許の許認可は町にはない。そのあたりから考えてこのね、条例をこの文言に変えることは、今後の運用においても問題も生じるし、意図としては分かるんですけども、この条例をいろうべきではないんではないんかなと思うんです。その運転免許返納制度っていうのがですね、町が作るべき制度なのかどうかっていうとこだけ、1 点お願いします。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再々質問にお答えします。 免許返納制度というものが町が作る必要性がどの程度あるのか。確かに免許の許認可は県であってですね、県の方でこの方に高齢者であってもですね、免許を渡しているというのは、この方、運転するまだ能力があるということで免許を渡しております。そういう中で、まんのう町はそれを更に一步踏み込んでですね、やはり、より一層交通安全にやっぱり努めるために、施策を進めるためにですね、やはりお年寄りの方にですね、免許もう返してもいいよというようなきっかけ作りができればいいかなというふうに考えております。そう言う中で、免許を返納すればデマンドを呼んでいただいて、病院なり、買い物なりに行っていただく、また、琴参バス等を利用していただいて、まんのう町内の脆弱なインフラでございますが、交通網をですね、活用していただくことで、変な言い方になりますが、デマンドの方への乗車率も上げたいとかですね、少しでもそういうふうなコミュニケーションの輪を広げて行きたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。
--	---	---

	大岡議長	ただ今議題となっております、議案第 1 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 （「異議あり」の声あり） 異議がありましたので、これより委員会付託省略の件を起立により採決いたします。 議案第 1 号について、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 （賛成者起立） 起立多数であります。 よって、議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	本意ではありますが、賛成討論させていただきたいと思います。本来ならば、付託して議論をしたいところではありますが、今、先ほど質疑の中にもありましたようにですね、執行部としての意図はよく分かる。それはよく分かります。しかしながらですね、手数条例をこの文言語句に変えること自体はもう少し考える、考慮すべきだと思います。それもありまして、今現在この段階において、この第 1 号に賛成するということはできない。その意見から反対とさせていただきます。
	大岡議長 川原議員	次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。 13 番 川原茂行君。 私はですね、先ほど総務課長の一例をあげての話だったと思います。他にもこれあるんじゃないかなと思っておりますが、この点については原案のとおりいくのが妥当であると、賛成いたします。
	大岡議長	他に討論はありませんか。 反対討論ですか。 （いやいや違う、違う。賛成討論がおかしいと、ちょっとこうな、適正でないような意見があったきん。） これで、討論を打ち切ります。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

日程第 1 1	大岡議長	(賛成者起立) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 1 議案第 2 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	それでは、ただ今上程されました議案第 2 号 まんのう町防災会議条例の一部改正について御説明を申し上げます。 まんのう町防災会議条例の所掌事務における第 2 条 3 の条文中で、水防法の第 3 2 条が水防計画であったのが、法律改正により特定緊急水防活動が追加されたことから、条ずれが発生し、第 3 3 条が水防計画となったものでございます。 下段に改正前と改正後の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、ご確認ください。
	大岡議長	御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 よって、議案第 2 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論には入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

日程第 1 2	大岡議長	討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 3 号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 3 号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定については、平成 2 1 年 3 月に作成されました、まんのう町地域公共交通総合連携計画に基づき、国土交通省所管、地域公共交通活性化再生総合事業による補助を受け、まんのう町地域公共交通協議会が平成 2 1 年 1 1 月より、あいあいタクシーの愛称で実証運行を開始しましたデマンドタクシーについて、国の補助による実証運行が本年度末で終了することから、引き続き町が事業主体となり、本格稼動を実施するため、条例を整備するものでございます。
	大岡議長	御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 質問という中でですけども、第 2 条にはですね、運行方法は別に定めるといふことがあるのであれば、施行規則の方が当然あるんだと思うんですけども、当然、委員会の方で審議する場合においては、施行規則の方も出していただきたいと思いますし、委員会だけでなくですね、他の議員さんにも施行規則というのは当然出していただいて、本来施行規則にのせるべきではなく、条例にのせるべきものも審議をせないかんで、そのあたりをよろしくお願いします。
	大岡議長	企画政策課長 川田正広君。

日程第 13	川田企画 政策課長	ただ今の本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 まんのう町デマンドタクシー条例の施行規則を予定してございます。これにつきましては、条例で別に定めるもの、規則で定めるものということで規定してございますので、それにつきまして規定することといたしております。特に、運行方法につきましては、御指摘のとおり、満濃地区、仲南地区、琴南地区、それぞれ運行を行っております関係から規則で詳細を定めたいと。また、その以下要綱、運行ルールを定めて運行を続けていきたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。 失礼しました。総務常任委員会におきましては、規則案もお示しいたします。あと、要綱等につきましては詳細がございしますので、また全体的にまとまった段階でお知らせしたらと思います。以上でございます。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 13 議案第 4 号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 それでは、ただ今上程されました議案第 4 号 まんのう町税条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。 本税条例の改正理由として、地方自治法の一部改正に伴い、それに関連する所要の改正を行うものでございます。まんのう町税条例第 54 条第 6 項に記載されている地方開発事業団が廃止されたことに伴う文言整理として、地方開発事業団の削除をするものでございます。
	大岡議長	御議決賜われますよう、よろしくお願いをいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。

日程第 14	大岡議長 栗田町長	ただ今議題となっております、議案第 4 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 よって、議案第 4 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 4 号 まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 14 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。 まんのう町高齢者福祉・介護保険計画は、3 年ごとに改定することになっており、その計画の中で介護サービスの需給の見通しを立てます。まんのう町介護保険条例の一部改正は、同計画の策定委員会の協議に基づくものであり、平成 24 年度から平成 26 年度の介護保険料を規定しようとするものでございます。 今年度までは、6 段階に特例運用を盛り込み、実質 7 段階で運用していたのを、今回の改正により、例規上で公式に 7 段階の運用を図るものでございます。市町村税非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額及び前年中の収入金額の合計額が 80 万円以下であり、かつ、前号のいずれにも該当しない者という区分を第 3 段階と第 4 段階の間に挿入して、穏当な段階区分にします。
---------------	-------------------------	--

栗田町長 大岡議長	議員各位には、慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 2 番 田岡秀俊君。
田岡議員	委員会付託ということですので、そちらの方で詳しくは話ししていただきたいとは思いますが、この第4号追加される、追加と いうか新設される4号ですけれども、これを追加することによって、今までどういう不都合があって都合するのか、それに該当す る人はどういう方なのかという点と、普通であれば上位法である介護保険法施行令の変更があつての追加かなというふうなことは 思っただけですけれども、よく見るとそれが、それに該当する部分は見当たりません。そのあたりを少し聞かしていただけたらと思 います。
大岡議長 竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 保険料の課税区分を追加することについて、田岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。 これはですね、実は特例運用で実質このようにやっておりました。例規上明らかにするためであつてですね、実質段階区分は変 わりはございません。そして、この介護保険制度は市町村の地方分権時代の制度設計でして、この保険料算定の区分とかは、各市 町村で大きく変わります。私どものところは7段階ですけれども、十何段階という例も県内にはございます。以上でございます。
大岡議長	他に質疑は。 15 番 谷森哲雄君。
谷森副議長	私、この介護保険には最初から非常に大きな疑問を持っとるわけでありますが、その疑問と申しますのは、例えば考えた場合に 80歳あるいは85歳以上になって、寝たきりの状況であっても、例えばこの第2条の4号ですか、これから見てでも、全然、無 収入、年金はいただっきよりますが、全然、寝たきりの状態であっても、その方が生命が存じとる間は最低の介護保険料はいただ きますよと。こういうことになっておるのですが、この点は一応配慮していただきまして、考慮言うんですか、していただきまし て、例えば85歳以上とかで寝たきりの方の場合には特別的に免除いたしますとか、そういうようなことをぜひ考えていただきた いんですが、委員会でも審議されると思いますが、この点について、課長の見解をお願いいたします。
大岡議長 竹林課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 極めて高い年齢の高齢者とか寝たきりの方へのご配慮、研究していただきたいという谷森副議長さんの御質問でございます。

	竹林福祉 保険課長	これは介護保険制度の根幹に関わることがあります。と申しますのは、介護保険料とありまして、税ではないんです。保険と言いますのは、その恩恵を受ける人たちが等しくお金をかけあって、それを不幸な人に分配するという仕組みです。あくまで、税金の投入とか、公費の投入というのはお助けであってですね、保険者同志が助け合う相互扶助の仕組みです。ということがありまして、恩恵にあずかる方全員が負担する、これが保険の制度だと、そのように御理解していただければと思います。御提言の趣旨は誠にгомっともですね、それが国保の根幹のところでは私どもの手に及ぶとこなのかなのかなのか、ちょっと研究の余地はあります。示唆に富むご提言と受け止めさせていただきます。以上でございます。
	大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 介護保険条例の一部改正について、これお配りしていただいております第5期介護保険事業計画に則って作っていただいたものだと思いますんですけども、パラパラと目を通した中でですね、この介護保険料の変更が、前回に比べると少なかったっていうのは、ええことだとは思いますが、基金残高であるとかですね、そういったもんがちょっとないのですね、あと積算根拠の中にですね、介護保険事業計画の中で、見込みがありますよね。後ろの方に、今度隣にもうちの方に新しく施設ができるんですけども、その見込み数が実際入っておるのかどうかと。今現在の23年度の実績値と比べてですね、24年、25年度の数字をパラパラと見せていただいたんですけども、増えることにはなっていないですよ。どれを見てもですね。これは、目標値であって実際から考えるとなかなか難しいんじゃないかと、その上からこの保険料算定しているのであれば、なかなか承認しがたい。そういうことにもなるかと思いますが、そのあたりも含めですね、ここで詳しい話はええですけども、教育民生常任委員会の方ではお話ししていただいて、それをご報告いただければと思います。
	大岡議長 竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 高齢者福祉、介護保険計画はですね、介護保険料を決める非常に重要な条例と連関するものでございまして、提出がですね、今日になったこと、深くお詫び申し上げます。 政府のプログラムとか要綱もなかなか発表したあと修正があつてですね、私どもも必至に督励して今日に間に合わせたわけがあります。その算定の根拠はもうこの全体が示しているとおりなんですけれども、御質問のところはですね、ちょっとこれ肝要ですので、ページ、53ページ、常任委員会でこれから御説明申し上げますが、もうこの1か所だけ、御説明させていただきます。 53ページの居宅サービス、その中に特定施設入居者生活介護というのがあります。これが平成24年度を8,000万、8,083万1千円としておって、平成26年度を1億4,279万7千円とありますね。これが、今大きな物が建っておりますサービス付き高齢者向け住宅、特定介護付きの有料老人ホームということでございます。これは、特別養護老人ホームとかと違ってですね、施設の居住部門については介護保険は適用になってなくて、介護を受けられる高齢者住宅と受け止めください。居宅の中に

日程第15	竹林福祉 保険課長	出ております。これが、今年度の見込みが7千万円台でございまして、倍増するという見通しがこの施設の私どもに対する影響でございまして。ただ、これは施設の関係者とか介護事業者との非常な調整があつて、私どもも非常に苦労して、県とも相談してですね、ある意味では利害調整を行った上の数字でありまして、架空の数字を設けてる訳ではなくて、そのままやりますとですね、伸び額が1億4,000万ぐらい伸びるところを、7～8,000万の、8,000万弱ぐらいの伸びに抑える工夫をしたということでございます。 それが1点でございまして、介護保険料を低く抑えるという、条例の中は年額を出してございますが、算定は月額でやりましてですね、私どもは現在4,967円を月額平均で5,064円にいたして、97円の上げ幅で、1.9%の上げで、議案提案段階では香川県最下位、最低だと思います。40%上げる市町村が2つあります。30%上げるところが3つあります。20%以上上げるところが5つあります。10%上げるところが2つあつて、1桁台が3つで、私どものところは1桁台に収まっておるということです。段階区分で申しますと、低い方から50円上がる、50円上がる、75円上がる、100円上がる、125円上がる、150円上がる、この総計が97円上がるという算定でございまして。以上でございます。
	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第5号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第15 議案第6号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 それでは、ただ今上程されました議案第6号 まんのう町営住宅条例の一部改正について、御説明申し上げます。 まんのう町営住宅条例の一部を公営住宅法の改正により、公営住宅法より削除された条項、激甚災害等で補助を受けて建替えた公営住宅等の入居資格等を、まんのう町営住宅条例に加えるものでございます。
	大岡議長	議案の表中、左に改正後と右に改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、ご確認ください。 以上、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

日程第 16	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第 6 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 よって、議案第 6 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 6 号 まんのう町営住宅条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16 議案第 7 号 まんのう町事業分担金徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 栗田町長 それでは、ただ今上程されました議案第 7 号 まんのう町事業分担金徴収条例等の一部改正について、御説明申し上げます。 まんのう町事業分担金徴収条例の一部及びまんのう町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を土地改良法第 96 条の 4 に第 2 項が追加となり、元の法第 96 条の 4 に第 1 項が付された事により改正するものでございます。 議案の表中、左に改正後と右に改正前の一部変更箇所を 2 枚に分けて抜き出して表示してございますので、ご確認ください。 以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。 大岡議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
---------------	-------------	--

栗田町長	自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法第30条の改正により、同条に定められている公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が市町村の条例に委任されることになったための改正でございます。 基準の設定に当たっては、文部科学省が定めた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例に定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令に規定する基準を、まんのう町公民館条例第9条に追加するものでございます。 ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。
本屋敷議員	確認なんですけども、現在も公民館の審議会の委員さん、いらっしゃると思うんですけども、その方は今は委嘱されてるのはどこからされとってですね、この条例が変わればですね、当然、教育委員会の委員長名によって委嘱されることになると思うんですよ。今までの規程やったら、誰が委嘱するかっていうのは書いてなかったんですけども、これが入ることによってそういうふうになると、ただそれだけでええんですかね。今後の運用がね、どういうふうになるのかなっていうのだけ聞かせてください。
大岡議長	社会教育課長 田岡一道君。
田岡社会教育課長	本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。 これは、実際、内容として変更になるものではございません。国の法律自体で、これまでは、上位法に規定されていたものを下位法である条例の方に規定しなさいというふうに改正になったと、一方で。その基準につきまして、市町村条例に定めることになりましたが、また他一方ではですね、文科省の省令、これを出されておまして、その基準を参酌して条例を改正してくださいと言うことは、その基準に則って改正してくださいということになっておりますので、内容としては全く同じものがただ単に町の条例に載ったということでございますので、よろしく願いをいたします。
大岡議長	他に質疑はありませんか。 10番 藤田昌大君。
藤田議員	運営審議会ですよね。多分、今、公民館にあるのは運営委員会いうのがあると思うんですが、それがこういう方向に変わるのか。一番問題になるのはね、今、本屋敷議員が言いましたように誰が委嘱してどなになるんやという形式的なもんがありまして、こんだけきちっとやられたら、かえってやりにくいところがありまして、場合によっては運営委員会が、運営審議会がですね、指名をする時にどういう基準で、どなになるんやいうんがあるんです。特に、ある人がなった調子悪いいうとこ、非常にありましてですね、

藤田議員	そういった部分をですね、どこがどなに判断してどうやるんかちょっとお示し願いたいと思います。それで、一切、会が止まっているところありますんで、具体的にお願いします。
大岡議長	社会教育課長 田岡一道君。
田岡社会 教育課長	藤田議員さんの御質問にお答えをいたします。 町のですね、公民館運営審議委員という方は、社会教育委員兼務でございます。ということで、実際に任命されるのは、教育委員会が任命するというふうになってございます。今、藤田議員さん、おっしゃられたのは恐らく地区の公民館の運営委員さんも考えられていることと思いますが、地区の公民館の運営委員さんにつきましては、これはあくまでもその地域の中で任命をされるものでございますので、これにつきましては、教育委員会が任命するものではございません。ということで、また御理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
大岡議長	10番 藤田昌大君。
藤田議員	審議会そのものがですね、どういう基準なのか一番僕は問題やと思うんです。今、地方主権の中で、どこ見ても一緒な人が来とるいう、会にですね、金太郎飴みたいに、老人会長、婦人会長、ほいほいできとんですよ。それをですね、されたら一番困るんですよ。そういう意識があるかないかだけ、ちょっとお聞きします。と言いますのは、青年会、各種団体の長が全部出てきて、そのほんだら審議会はほんまになっりょんかいと。社会教育委員会のですね、そういうんが一番今問題になってるんですよ。そこをどう良くしていくかいうんが、今からのポイントだろうと思うんですよ。そのへんちょっと、考え方をお聞きします。
大岡議長	社会教育課長 田岡一道君。
田岡社会 教育課長	藤田議員さんの再質問にお答えをいたします。 この公民館の運営審議委員、社会教育委員につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者というふうになってございます。じゃあ、どのような形で、教育委員会が任命をしているのかとなりますと、これにつきましては、合併後、地域の7つの公民館がございまして、その各公民館の方から選出をいただいて、それに基づきまして、教育委員会が任命しているというのが現実でございます。今、おっしゃられましたように、各団体の代表者、金太郎飴のごとくというお話もございましたが、今後このあたりも合併後6年が経過いたしておりますので、検討しながら改正に向かって、また、教育委員会の方でも取組を行ってまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。
大岡議長	10番 藤田昌大君。
藤田議員	今、課長の答弁で、多分いけるといいますけれども、町長もですね、施政方針の中で前例踏襲主義からなるべく脱却しようということがあると思いますので、それを多分僕は信用してですね、すばらしい人選をしながら、各地域がですね、社会教育がこん中

	藤田議員 大岡議長 岡澤水道 課 長	で発展することを祈りまして、質疑を終わりたいと思います。以上です。 ここで、議場の時計で14時、あっすいません。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第8号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第8号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、議場の時計で14時25分まで休憩いたします。 （休憩 午後 2時13分） 再開前ではありますが、ここで水道課長より議案第9号についての発言がありますので、岡澤課長に発言を許可します。 失礼いたします。 まんのう町水道事業の余剰金の処分に関する条例の制定についての中の第1条につきまして、第1条の2行目にまんのう町水道
--	--	---

日程第 18	岡澤水道課 長 大岡議長	事業水道事業と、水道事業という言葉が 2 回出ておりますが、これをまんのう町水道事業におけるに、修正をお願いしたいと思いをします。よろしくお願いいたします。
		休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 午後 2 時 25 分)
		日程第 18 議案第 9 号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。
		提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 それでは、ただ今上程されました議案第 9 号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを御説明を申し上げます。
	大岡議長	地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地域公営企業法の一部が改正され、従来、同法等で全国一律に定められていました資本制度が見直され、地方公営企業がそれぞれの経営判断に基づき対応することになりました。よって、条例を制定するものでございます。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 企業公営企業法、同第 32 条の第 2 項及びに変わっとなでしようけど、そのあたりがどのようにかわってってですね、どのへんがうちの町にどういう場合に当てはまるのかだけお願いします。
	大岡議長 岡澤水道課 長	水道課長 岡澤勉君。 本屋敷議員さんの御質問に対して御説明させていただきます。 従来、地方公営企業において生じた利益や資本的剰余金については、地方公営企業法によって、その処分方法が決められていました。そのため、地方主権一括法により、これは昨年の 8 月末に改正になったものでございますが、地方公共団体の経営の自由度を高めるために、地方公営企業法の第 32 条が改正され、地方公営企業が毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については条例の定めるところにより議会の議決を得なければならないことになりました。そのため、地方公営企業を経営する地方公共団体はあらかじめ利益及び資本的剰余金の処分の基準を条例で定めるか、条例を制定せずにその都度議会の議決を得て処分するか、

	岡澤水道課 長	いずれか2つの選択をする必要がありました。利益の処分として、資本剰余金の処分をどちらかは条例で、今さっき言いましたように、条例で定めるか、もう一方については毎事業年度、議会の議決を得て処分するかということが可能でございます。そのため、まんのう町としては条例を制定する方向を選択いたしました。今までの、まんのう町水道事業といたしましては、資本的剰余金を処分するということはなかったのでございます。ただ、旧の地方公営企業法第32条の中で、剰余金を謳われておりますが、これにつきましては、条文の中にもございますが、第32条につきましては、地方公営企業はこれは従前のことでございますが、毎事業年度利益を生じた場合において、毎事業年度から繰越した、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめ、その残額あるときは政令で定めるところにより、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金、または利益積立金として積み立てなければならない。それから2項で、毎事業年度生じた利益の処分は前項の規程による場合を除くほか、議会の議決を得て定めなければならない。それから、第3項で、第1項の減債積立金は企業債の償還にあてる場合のほかは使用できない。第4項で、第1項の利益積立金は欠損金を埋める場合は使用することはできない。5、毎事業年度に生じた資本剰余金はその減債別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。6項、前項の資本剰余金は政令で定める場合を除くほかは処分することができないとなっておりますが、新しく町の議決なり、議会の承認を得て処分することができるということになりましたので、ご説明させていただきます。以上、よろしくお願いします。
	大岡議長	ここで、水道課長より議案第9号について発言の申し出がありますので、これを許可します。
	水道課長 岡澤勉君。	
	岡澤水道課 長	大変申し訳ございません。さっきの訂正に続きまして、もう一行訂正がございましたので、訂正させていただきます。
	第1条の中の2行目の第32条の第2項及び第の規定に基づきとございますが、第2項で切っていただきまして、及び第までは	削除していただくのと、第3条の中の下から2行目、取得して資産でとございますが、取得した資産で、てをたに訂正させていただきますので、お願いします。
	大岡議長	お諮りします。
	ただ今訂正のありました字句について、訂正することに御異議ありませんか。	
	（「異議なし」の声あり）	
	それでは、字句の訂正について許可いたします。	
	他に質疑はございませんか	
	（「なし」の声あり）	
	質疑なしと認めます。	

日程第 19	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 9 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 19 議案第 10 号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
日程第 20	栗田町長	それでは、ただ今上程されました議案 10 号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定については、国の定住自立圏推進要綱において、定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止する旨の通知にあたって、議会の議決が必要とされていることから、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、当該協定の締結等を議会の議決事件とする旨の条例を制定するものでございます。
	大岡議長	御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 10 号は総務常任委員会に付託をいたします。 日程第 20 議案第 11 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 11 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結については、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本町と丸亀市との間において、定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて、まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 なお、丸亀市におきましては、善通寺市、琴平町及び多度津町との間で同様の締結が行われることとなっております。 御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第 21	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 1 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 2 1 議案第 1 2 号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 1 2 号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更については、平成 2 1 年度に策定しました塩入辺地に係る総合整備計画に、新たに林道塩入三野線舗装事業を追加するため、当該計画を変更しようとするものです。 なお、林道塩入三野線舗装事業は、平成 2 3 年度から平成 2 6 年度までの 4 か年において、総延長 3, 2 3 0 m、総事業費約 5, 0 0 0 万円で実施するもので、辺地債 1, 7 0 0 万円を予定いたしております。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
日程第 22	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 2 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 2 2 議案第 1 3 号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。

日程第 23	大岡議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 13 号 まんのう町道路線の認定についての提案理由を説明申し上げます。 次のとおり町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 路線名、町道寺の前 2 号線は、起点、長尾字寺の前 1186 番 6 地先から、終点、長尾字寺の前 1187 番 13 地先までの延長 820m、幅員 5.0m から 8.0m の道路であります。この寺の前 2 号線につきましては、
	大岡議長 栗田町長	町長さん、82mらしい。訂正。 すみません。訂正させていただきます。 終点、長尾字寺の前 1187 番 13 地先までの延長 82.0m、幅員 5.0m から 8.0m の道路であります。 この寺の前 2 号線につきましては、旧県道長尾丸亀線の一部を香川県からまんのう町への移管による認定でございます。 路線名、町道帆山本目支線につきましては、起点、後山字桶向 119 番 53 地先から終点、七箇字中山 761 番 2 地先までの延長 733.0m、幅員 7.0m から 11.5m の道路であります。この帆山本目支線は、平成 21 年度からの道路改良工事完了に伴う認定でございます。
	大岡議長	位置、場所については、図面を添付しておりますので参照いただきたいと思います。 以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 13 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 23 議案第 14 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 それでは、ただ今上程されました議案第 14 号 字の区域の変更についての提案理由を説明申し上げます。

	栗田町長	歳入予算補正の主なものとしまして、まず、第１２款 分担金及び負担金１，３４６万円の減額、これは主に農地災害復旧費分担金と急傾斜地崩壊防止対策事業分担金でございます。 第１４款 国庫支出金７億７８６万１千円の増額は、主に国の３次補正に伴う満濃南小学校耐震改修等整備事業補助金と満濃中学校改築等ＰＦＩ関連事業補助金等でございます。 第１５款 県支出金１，６９５万８千円の減額、主に子ども手当負担金、重度心身障害者医療費補助金、中讃圏域健康生きがい中核事業補助金、単独県費補助土地改良事業補助金及び造林事業補助金等でございます。 第１８款 繰入金８，６００万円の減額は、財政調整基金繰入金及び琴南・仲南地区特定施設に関する基金繰入金でございます。 第２０款 諸収入６７１万５千円の減額は、主にコミュニティ助成金及び香川縣市町村振興協会市町交付金の額の確定による補正でございます。 第２１款の町債２０億５，６７９万円の増額は、満濃中学校改築ＰＦＩ事業等に係る緊急防災・減債事業や合併特例債のほか、過疎対策事業債や災害復旧事業債など、各事業ごとに事業費にあわせてそれぞれ補正しているものでございます。 続きまして、歳出補正予算のご説明を申し上げます。 ４ページをお開きください。 第１款 議会費では旅費の補正により１５０万円の減。 第２款 総務費では３，０１１万７千円の減額。主なものとしまして第１項 第５目 財産管理費で５６９万８千円、第７目 自治振興費で町集会場建設事業補助金４６０万円、地方生活バス維持補助金や高校生通学バス補助金で６４８万８千円、第１５目 支所及び出張所費でマイクロバス運行事業費１１７万１千円、第５項 統計調査費 第２目 受託統計調査費で１５３万円、それぞれ減額を計上いたしております。 第３款 民生費は６，５０９万９千円の減額。主なものとしまして、第１項 社会福祉費では老人福祉施設入所措置事務委託料１，２３４万９千円、第２項 児童福祉費では子ども手当給付費４，７００万円をそれぞれ減額しております。 第４款 衛生費は２，８９７万６千円の減額。主なものとしまして、第１項 第１目 保健衛生総務費 妊婦健康診査業務委託料で３００万円、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金で７６０万円それぞれ減額、第４目 環境衛生費で合併処理浄化槽設置事業補助金４４７万５千円の減額、第２項 清掃費 第２目 塵芥処理費で塵芥処理に係る消耗品について１２０万円の減額となっております。 第５款 労働費は８６万円の減額で、緊急雇用創出事業における賃金等の補正でございます。 第６款 農林水産業費は３，４１８万３千円の減額で、主なものとして、第１項 第５目 農地費で単独県費補助土地改良事業工
--	------	--

日程第 25	大岡議長 栗田町長 大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 5 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 2 5 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 6 号 平成 2 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号につきまして、御説明申し上げます。 4 9 ページをお開きください。 第 1 条第 1 項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 5 9 万 6 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 4, 2 1 9 万 7 千円とするものでございます。 5 5 ページをお開きください。 事業勘定の主なものといたしまして、歳入では第 3 款 国庫支出金 第 1 目 国庫負担金 3, 4 5 0 万 1 千円の減額は、主に療養給付費負担金及び高額療養費共同事業負担金の額の確定によるものでございます。第 2 目 国庫補助金は財政調整交付金 6 2 9 万 7 千円減額、第 6 款 県支出金 第 1 項 県負担金は高額医療費共同事業負担金 1 6 7 万 8 千円の減額、第 8 款 共同事業交付金 第 1 項 共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金で額の確定により 1, 0 2 1 万 6 千円の増額、第 1 1 款 繰越金では償還金充当分として 4, 5 4 6 万 5 千円の増額でございます。 5 6 ページをお開きください。 歳出では、主に第 2 款 保険給付費 第 1 項 療養諸費で退職被保険者療養給付費 1, 8 5 1 万 6 千円の増額、第 2 項 高額療養費 1 7 7 万 7 千円の増額、第 7 款 共同事業拠出金で 3, 4 8 4 万 4 千円の減額、第 1 1 款 諸支出金 第 1 項 償還金は前年度分の精算による補助金等償還金の追加として 2, 7 4 3 万 9 千円の増額となっております。 以上をもって概要説明とさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
---------------	-------------------------------------	---

日程第 26	大岡議長	質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 6 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 2 6 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 栗田町長 ただ今上程されました議案第 1 7 号 平成 2 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号につきまして、御説明申し上げます。 5 9 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5 , 2 3 0 万円とするものでございます。 6 5 ページをお開きください。 歳入の主なものといたしまして、第 4 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金で 1 0 4 万 9 千円の減額、第 5 款 繰越金で補正財源の増額により 2 0 4 万 9 千円の増額補正となっております。 6 6 ページをお開きください。 歳出では、第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金において、後期高齢者医療連合負担金の増額による 1 0 0 万円の増額でございます。 以上をもって概要説明とさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 大岡議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 7 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
---------------	-------------	--

日程第 27	大岡議長 栗田町長 大岡議長	日程第 27 議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 それでは、ただ今上程されました議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号につきまして、御説明申し上げます。 67 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,913 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,656 万 5 千円とするものでございます。 75 ページをお開きください。 歳入の主なものといたしまして、第 4 款 国庫支出金で 916 万円の増額、第 5 款 支払基金交付金 第 1 項 第 1 目 介護給付費交付金で現年度分 1,371 万円の増額、第 6 款 県支出金で 405 万 9 千円の増額、第 9 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金で 1,351 万 9 千円の増額となっております。 77 ページをお開きください。 歳出の主なものといたしまして、第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費で 147 万円の介護報酬積算システム改修業務委託料の増額、第 2 款 保険給付費 第 1 項 介護サービス等諸費 第 1 目 居宅介護サービス給付費で居宅介護サービス給付費 3,500 万円の増額、第 2 目 施設介護サービス給付費で施設介護サービス給付費負担金 1,000 万円の増額、第 2 項 支援サービス等諸費 第 1 目 介護予防サービス給付費で給付費負担金 500 万円の減額、第 6 目 介護予防住宅改修費で介護予防住宅改修費 250 万円の増額、第 5 款 地域支援事業費 第 2 項 包括的支援事業・任意事業費 第 5 目 任意事業費で、在宅寝たきり老人介護福祉手当 360 万円の減額を計上いたしております。 以上をもって概要説明とさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。
---------------	-------------------------------------	---

日程第 28	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 18 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 28 議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号につきまして、御説明を申し上げます。 81 ページをお開きください。 第 1 条では翌年度へ繰り越して使用することができる経費について繰越明許費に定めるものでございます。 83 ページをお開きください。 第 1 表の繰越明許費で中讃流域下水道建設負担金として 320 万円としています。 以上をもって概要説明とさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	1 点質問なんですが、先ほどの所信表明演説の中に町長の方からのお話もありましたけれども、昨年度に発覚したですね、未納金がありますけども、その金額がですね、だいたい前回聞いた時には分からなかったものが、分かったというようなお話があったんですけども、会計処理上ではどうなるのかなと。今年度予算にはのせるのか、のせるんやったら、今回補正せないかんでしょうし、新年度予算の方になるのかとか、そのへんがちょっと。これから 5 年間いただけなかった場合には、未納金、未収納金になっていったりするわけですけども、そのへんがどうなるのか、ちょっと、そのへんだけ教えていただけたらありがたいなと思います。
	大岡議長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。
	高尾建設土地改良課長	本屋敷議員さんの、現在皆さんに大変ご迷惑をかけておる分の過年度の賦課漏れの収入の関係でありますけど、これについては当年度予算で、過年度部分の歳入の枠を持っていますんで、そこの方へ過年度分として今年入れさせていただいて、来年度は来年度

日程第 29	高尾課長 大岡議長 栗田町長 大岡議長	分としてですね、滞納繰越分という形で過年度収入として処理させていただきたいと思います。よろしくお願いします。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 19 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 29 議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号につきまして、御説明申し上げます。 83 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 760 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,600 万円とするものでございます。 91 ページをお開きください。 歳入といたしまして、第 5 款 繰入金 第 1 項 他会計繰入金で一般会計繰入金補正により 760 万円の減額でございます。 92 ページをお開きください。 歳出でも、第 2 款 施設費 第 2 項 施設管理費で、浄化槽施設管理委託料を含めた施設管理費を同額の 760 万円減額でございます。 以上をもって概要説明とさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。
---------------	--	---

日程第 30	大岡議長 栗田町長 大岡議長 栗田町長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 20 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 30 議案第 21 号 平成 24 年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 21 号 平成 24 年度まんのう町一般会計予算案につきまして、御説明申し上げます。 1 ページをお開きください。 第 1 条 歳入歳出予算総額は 90 億 4,800 万円で、対前年度比 8,400 万円、0.9%の増額といたしております。 9 ページをお開きください。 歳入につきましては、町にとって一番重要で自主財源の根幹を成す町税が、ここ数年の景気の低迷の影響等から対前年度比マイナス 6,358 万円、0.4%の減を想定しております。収納率の低下も懸念されておりますことから、 町長さん、6,000 が 635 万 8 千円。 すいません。訂正させていただきます。 対前年度比マイナス 635 万 8 千円、0.4%の減を想定しております。収納率の低下も懸念されておることから、住民の公平負担の観点からも収納率向上の努力を一層図ってまいります。地方交付税においては、対前年度比 1 億 1,300 万円、3.0%の増、地方交付税の代替財源として発行される臨時財政対策債と合わせますと対前年度比 1.6%の増となります。これは、東日本大震災の影響はあるものの、地域主権改革に沿った地方の一般財源確保の充実が図られたこと等によるものでございます。 また、国庫支出金は、障害者福祉費負担金、合併推進体制整備費補助金が増額となったものの、子ども手当の制度改正に伴う交付金の減額、土木費の普通建設事業費に係る補助金の減額等により、全体としては減少となっております。 10 ページをお開きください。 歳出につきましては、議会費、民生費、衛生費、労働費、土木費が減少いたしましたが、一方で総務費、商工費、教育費等が増加いたしました。歳出全体としては、民生費が全体の約 3 割と最も大きなウェイトを占めるに至っております。 第 2 条の地方債は目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。 第 3 条の一時借入金は最高額を 10 億円と定めるものでございます。 第 4 条は、歳出予算の職員人件費の流用は各項の間の流用ができる旨を定めております。 概略の説明は担当課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
---------------	---	--

	大岡議長 齋部総務 課 長	総務課長 齋部正典君。 それでは、平成２４年度一般会計当初予算案の概略について御説明を申し上げます。 議員の皆様方にお手元に配布しております、まんのう町当初予算の概要書に従いましてご説明を申し上げます。 まず、１ページをお開きください。 一般会計当初予算の総額は９０億４，８００万円で、対前年度比は８，４００万円、０．９％の増額といたしました。特別会計予算につきましては、第１表 平成２４年度当初予算規模見込みでございますが、表示いたしております。 ３０ページの平成２４年度一般会計歳出予算節別比較表をご覧ください。 平成２４年度一般会計歳出における増減の主な要因といたしまして、まず減額要因では、主に職員数の減少に伴う給与、手当及び共済費の減、土地等の公有財産購入費や負担金補助及び交付金の減、子ども手当の制度改正等による扶助費の減が挙げられます。一方、増額の要因としては、主に満中改築ＰＦＩ事業関連委託料の増、また満中改築関連周辺整備に係る工事請負費の追加、長期債元利償還金や商品券換金料等の償還金利子及び割引料の増等が挙げられております。 ２ページにお戻りください。 一般会計歳入歳出予算の歳入につきまして、第２表 平成２４年度一般会計歳入の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。主なものをご説明いたします。 第１款の町税は１８億６８７万８千円を計上いたしております。先ほど、町長も申されましたように、大変厳しい景気の低迷状態のため対前年度比で０．４％の減収を想定してございます。 第２款の地方譲与税も国の動向等から対前年度比で８．９％の減となっております。 第３款の利子割交付金は県の収入見込み等により対前年度比１１．０％の減、第４款の配当割交付金は対前年度比２３．５％の減、第５款の株式等譲渡所得割交付金はほぼ前年度並みに計上いたしております。 第６款の地方消費税交付金は対前年度比１．９％の増、第７款のゴルフ場利用税交付金は対前年度比４．５％の減、第８款の自動車取得税交付金は対前年度比１．１％の減となり、これらは、個人の消費動向や景気の状態を総合的に判断して計上いたしてございます。 第９款の地方特例交付金は対前年度比３９．０％減で、内訳としては、児童手当及び子ども手当特例交付金が対前年度比４５．１％減、減収補てん特例交付金が対前年度比３４．３％減となっております。 第１０款の地方交付税でございますが、普通交付税では、平成２４年度は東日本大震災分と通常分に区分され、通常分については地方の安定的な財政運営のために平成２３年度と同水準となるよう確保するとされておりますので、前年度当初算定額に国の推
--	------------------------------	---

	齋部総務課 長	計増減率と過去の交付実績を考慮いたしまして算定し、対前年度比8,600万円、2.4%増を見込んでおります。特別交付税を合わせた全体では、対前年度比1億1,300万円、3.0%増の39億100万円としております。 第14款の国庫支出金は、障害者福祉費負担金、合併推進体制整備費補助金が増額となりますが、制度改正に伴う子ども手当交付金の減額、満濃池周辺整備に係る社会資本整備総合交付金の減額等により、全体としては対前年度比マイナス3,984万7千円、7.5%減の4億9,384万7千円となっております。 第15款の県支出金では、国庫支出金と同様に、制度改正に伴う子ども手当交付金の減額、中讃圏域健康生きがい中核事業補助金及び緊急雇用対策等失業対策費補助金の皆減等により、全体としては対前年度比マイナス7,394万7千円、10.2%減の6億4,956万5千円となっております。 第16款の財産収入でございます。商品券販売収入の増額等により、対前年度比6,345万5千円、52.0%増になっております。 第18款の繰入金では、収支不足による財源対策のため財政調整基金繰入金として、対前年度比1億8,200万円増の2億6,200万1千円を計上し、全体としては、対前年度比2億200万円、209.3%の増となっております。 第21款 町債は、対前年度比マイナス1億3,020万円、15.8%減の6億9,160万円を計上いたしております。減額の主な要因といたしまして、教育債において満中改築関連の合併特例債の減、土木債において満濃池周辺整備事業の完了に伴う減等でございます。交付税の代替財源として発行される臨時財政対策債は、国の地方財政措置の動向等から算定し、対前年度比マイナス6,900万円の4億6,400万円としており、町債に占める割合は約67%程度でございます。 今後も、町債につきましては、できるだけ発行額を抑制すると共に、町にとって負担が少ない有利な合併特例債、過疎・辺地債等の活用を行ってまいり所存でございます。 なお、町債の24年度末残高見込額は119億4,048万8千円で23年度末の残高見込額よりマイナス1億7,076万9千円となっております。 7ページをお開きください。 一般会計歳出予算の全体的な見地からの動向と目的別内訳を表示いたしております。増減額の主な要因を御説明申し上げます。 第3表 平成24年度一般会計歳出予算の目的別内訳は、総務省の地方財政状況調査による区分であり、予算書上の款とは相違する場合がありますのでご注意くださいと思います。 1款 議会費関係は1億4,046万3千円で対前年度比マイナス2,892万円、17.1%の減。議員報酬及び議員共済費負担金の減でございます。
--	---------	--

	齋部総務課 長	2 款 総務費関係は13億4,313万円で、対前年度比6,875万円、5.4%の増。臨時職員賃金の増、公共施設解体撤去費、旧琴南授産施設の追加等によるものでございます。 3 款 民生費関係では26億356万円で、対前年度比マイナス3,552万円、1.3%の減。子ども手当給付費の制度改正に伴う減、介護保険特別会計繰出金の減によるものでございます。 4 款 衛生費関係は6億6,345万4千円で、対前年度比マイナス8,403万4千円、11.2%の減。健康生きがい施設運営事業費、子宮頸がん等ワクチン接種費等の減によるものでございます。 5 款 労働費関係は357万5千円で、対前年度比マイナス5,161万5千円、93.5%の大幅減となっております。緊急雇用対策事業等の失業対策費の皆減によるものでございます。 6 款 農業水産業費関係は7億8,079万1千円で、対前年度比1,849万5千円、2.4%の増。ため池ハザードマップ緊急支援事業費、満中改築関連周辺整備費の新規計上等によるものでございますが、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業費は対前年度比マイナス5,200万円と大幅に減少しています。 7 款 商工費関係は2億3,038万4千円で、対前年度比3,951万1千円、20.7%の増。商品券発行事業費の増によるものです。 8 款 土木費関係は5億1,363万9千円で、対前年度比マイナス3,981万8千円、7.2%の減。これは、町道整備、満濃池周辺整備事業等の事業量の減によるものでございます。なお、満中改築関連の町道整備費として、4,818万円を新規計上いたしております。 9 款 消防費関係は4億6,833万3千円で、対前年度比416万5千円、0.9%の増。これは自主防災組織整備費補助金、災害対策用備蓄資材整備費等の増によるものでございます。 10 款 教育費関係は12億7,849万円で、対前年度比1億6,566万2千円、14.9%の増。満濃中学校改築PFI事業関連経費及び町内遺跡発掘調査事業費の増額、四条公民館増改築事業費及び生涯学習施設整備事業費の追加によるものでございます。 11 款 災害復旧費関係は1,236万8千円で、対前年度比1,236万3千円。過年度農地農業用施設災害復旧事業費の新規計上によるものでございます。 12 款 公債費は9億9,710万3千円で、対前年度比1,446万1千円、1.5%の増。情報通信設備に係る合併特例債等の償還が始まるため償還元金が増となっております。情報通信施設とは光ファイバー施設でございます。 13 款 諸支出金は771万円で、対前年度比50万円、6.9%の増でございます。
--	---------	--

	齋部総務課長	14款 予備費は500万円で、前年と同額を計上いたしております。 歳出予算の目的別内訳について説明を終わります。 9ページにつきましては、一般会計歳出予算の性質別内訳について説明しております。 まず、義務的経費は39億1,970万8千円で、対前年度比マイナス1億4,375万8千円、3.5%の減で全体に占める構成比率は43.3%でございます。人件費は、職員数の減少により対前年度比5.5%の減、扶助費では、子ども手当給付費、子宮頸がん等ワクチン接種費等の減額により対前年度比4.4%の減となっております。公債費は、合併関連事業、光ファイバーでございますが、に係る起債の元金償還が始まるため対前年度比1.5%増となり、今後も10億円前後で推移するものと予想されております。 投資的経費は、9億6,116万4千円で対前年度比マイナス254万8千円、0.3%の減で、構成比率は10.7%と横ばいでございます。これは満中改築関連PFI事業に係る周辺整備費、四条公民館増改築事業費等の追加があるものの、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業の事業量の大幅減、満濃池周辺整備事業の完了等が大きく影響しております。 その他の経費は41億6,712万8千円で前年度より2億3,030万6千円、5.9%の増、構成比率46.0%と前年度より2.1ポイント上昇しております。主な要因といたしましては、物件費の満中改築PFI事業関連委託料の増、補助費等の商品券換金料の増がでございます。 12ページからは、主要施策の概要で款別の内容を記載してございます。 主に増減額の大きいものについて、御説明をさせていただきます。 なお、人件費につきましては、お目通しをお願いいたします。 第1款 議会費は1億4,046万3千円で、対前年度比2,892万円の減額。これは議員数の減及び議員共済費負担金の減によるものです。 第2款 総務費は13億967万2千円で、対前年度比4,888万8千円の増額です。 第1項の総務管理費は、退職手当組合特別負担金の増、旧琴南授産施設解体撤去費及び総合計画策定費の追加等により対前年度比7,905万4千円の増額となっています。 第2項 徴税費は、固定資産評価システム業務委託料の業務量減、職員人件費の減等から対前年度比770万3千円の減額となっております。 第3項 戸籍住民登録費は、主に職員人件費の減により、対前年度比1,806万5千円の減額となっております。 第3款 民生費は25億9,106万円で、対前年度比4,802万円の減額でございます。
--	--------	--

	齋部総務課長	第1項 社会福祉費は、主に国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の増、障害者自立支援給付費の増等から対前年度比2,594万8千円の増額となっております。第2項 児童福祉費は主に子ども手当給付費の制度改正に伴う減により、対前年度比7,396万8千円の減額になっています。 第4款 衛生費は6億6,345万4千円で、対前年度比8,403万4千円の減額です。 第1項 保健衛生費は、施設整備完了による健康生きがい施設運営事業費の減、子宮頸がん等ワクチン接種費の減等により対前年度比5,410万7千円の減額となっています。また、太陽光発電システム整備補助金は、前年度と同額の480万円を計上いたしております。 第2項 清掃費は、主にし尿、塵芥に係る中讃広域行政事務組合負担金の減等により、対前年度比2,971万8千円の減額となっております。 第5款 労働費は357万5千円で、対前年度比5,161万5千円の大幅な減額となっております。これは、雇用対策として国の制度に伴い実施されたふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業が平成23年度末で終了したことによるもので、第1項の失業対策費は皆減となっております。 第6款 農業水産業費は7億8,078万9千円で、対前年度比1,849万6千円の増額です。 第1項 農業費は、ため池ハザードマップ緊急支援事業費、満中改築関連周辺整備費の新規計上等により、対前年度比721万1千円の増額となりましたが、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業費は対前年度比5,200万円と大幅に減少しております。 第2項 林業費は、林道開設改良事業費の事業量増、治山事業費の新規計上等により対前年度比1,128万5千円の増額です。 第7款 商工費は2億2,178万2千円で、対前年度比3,976万5千円の増額です。主に商品券発行事業費の増額になります。 第8款 土木費は5億1,362万5千円で、対前年度比3,981万4千円の増額となります。 第8款の第2項 土木管理費は、職員人件費の減、町道改良町単独整備事業の事業量減等により、対前年度比241万1千円の減額となりましたが、満中改築関連の町道整備費といたしまして、町道杉の上中村線他改良事業費4,818万円を新規計上いたしております。 第3項 河川費は、裏谷ダム改修事業費の新規計上等により、対前年度比657万6千円の増額です。 第4項 都市計画費は、主に満濃池周辺整備事業の整備工事完了に伴う減により、対前年度比2,686万4千円の減額です。 第5項 住宅費は、国庫補助の住宅改修事業が完了したこと等により、対前年度比1,711万5千円の減額です。 第9款 消防費は4億6,833万3千円で、対前年度比416万5千円の増額です。主に自主防災組織整備費補助金、災害対
--	--------	---

	齋部総務課 長	策用備蓄資材整備費等の増によるものですが、仲多度南部消防負担金は消防車両整備が平成23年度末に完了したため減額となっております。 第10款 教育費は12億7,744万5千円で、対前年度比1億6,566万2千円の増額です。 第1項 教育総務費は、中学校海外派遣業務の社会教育費からの組替等により、対前年度比352万8千円の増額になっております。 第2項 小学校費は、教育振興に係る経費の減により、対前年度比142万9千円の減。 第3項 中学校費は、主に満濃中学校改築PFI事業関連経費の追加で、管理運営業務委託料7,000万円、満中改築関連周辺整備事業1億2,050万円を新規計上により、対前年度比8,037万7千円の増額になっております。 第4項 幼稚園費は、満濃南幼稚園耐震診断及び耐震工事設計業務600万円の新規計上により、対前年度比177万9千円の増となっております。 第5項 社会教育費は、町内遺跡発掘調査事業費の中寺廃寺跡保存整備事業量の増及び生涯学習施設整備事業1,500万円、四条公民館増改築事業5,600万7千円の新規計上等により、対前年度比7,298万3千円の増額となりました。 第6項 保健体育費は、体育館の施設修繕費の増、給食運搬車購入費の新規計上等により、対前年度比842万4千円の増額でございます。 第11款 災害復旧費は1,236万8千円で、対前年度比1,236万3千円の増額です。これは、平成23年度に発生した台風災害の農地農業用施設災害復旧費を計上したためでございます。 第12款 公債費は9億9,710万3千円で、対前年度比1,446万1千円の増額です。これは、主に合併関連事業に係る起債の元金償還が始まるためでございます。 第13款 諸支出金は6,333万1千円で、対前年度比3,260万3千円の増額となります。 第2項 公営企業費は、昨年と同額の721万円を計上いたしております。これは、香川県中部広域競艇事業組合への運営費負担金でございます。歳入の競艇事業収入配分金は976万8千円で、昨年と同額を見込んでおり、歳入が歳出を上回ると想定いたしております。 第3項 基金費は、有価証券による運用益の増に伴う利子積立金の増額です。 なお、各基金の現在高状況は29ページ,第5表 基金の状況をご覧ください。 主たる基金である財政調整基金では、24年度末現在高の見込みは32億1,100万円で、前年度末残高見込みと比較いたしまして、2億4,300万円減少いたしております。
--	---------	---

	齋部総務課長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 齋部総務課長	第14款 予備費は500万円で、前年度と同額といたしております。 予算に関する説明書の101ページから債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたして、予算の方ですね、添付をしておりますので、お目通しの程よろしくお願い申し上げます。 以上、24年度の一般会計予算案の説明とさせていただきます。 長々となりましたが、御審議の程、よろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。 総括的、大綱的な質問をさせていただきますが、できれば執行部の方の説明も総括的、大綱的な説明をしていただければありがたいんですが、所信表明の方からですね、考えまして、予算を考えた時にですね、前例踏襲主義でないとおっしゃる予算である説明をしていただきたいのとですね、財政状況と今後の見込みの中で、今現在で9億4,000万ほどの隔たりがあるということを考えればですね、うちの財政規模、本来であるならば、合併してなければ約80億、それから今回は基金また繰入金で6億入っておりますから、約16億ぐらい今の財政よりは低いと、一般予算は9年後にはそれほど低い見込みで立てなければいけないということから考えれば義務的経費は変わらないであろう、それぐらいであろうから変わらない。その中で、その他経費をいかに抑え、そして今現在の16億円分をどう投資的経費に変えるかという説明が欲しいわけなんですよ。こちらとしては、主要施策の概要というのが出てますけども、重点施策、これ何の重点施策ですかと、議会側からすればですね。今さっきのようなお話の中で、今現在の3町が合併している利点、また、財政町政基金をここまで貯めている利点、そのあたりから考えて、今現在の義務的経費、そしてその他経費を9年後の部分にすり合わせをした中で、残りのお金をですね、投資的経費として、重点施策としてのせていますというような説明ができないものなのか。それができるのが、本来であると思うんですが、それができるのかどうかだけで結構です。それができるのであればしてください。お願いします。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 予算を立てるにあたりまして、それぞれの課からさまざまなご意見をいただきながら、そして、包括的なやり方に変えて、今年は昨年よりはかなり多くのやり方を変えてやっております。そういう中で、重点施策8項目ほど挙げさしてはいただいております。
--	---	--

齋部総務課 長	ですが、確かに目玉となるかどうかという点、少し弱いところもありますが、我が町といたしましては確実に、あまり派手なことはもうできませんので、その中で一つひとつつぶしていくと。実際、住民の皆さん方がお困りになっていることを一つひとつつぶしていくことから始まるのかなと思っております。 今、満濃中学校が動き出しました。大変大きな事業でございます。それに伴う関係もかなり予算を伴うことになるかと、これからと思います。そのあたりを見定めながら、今、これからどのような予算をそれぞれの分野に分けて、住民の皆さん方の御理解をいただくかというのは、十分にまた今後検討しながら精査していきたいというように、私の方として、財政の担当として考えておりますので、また、いろいろ御意見等いただきながらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 全く答えにはなっていないんですけどもですね、予算立ての仕方として一つ、先ほどおっしゃった。先ほどこっちが言うたようにですね、基本的に考えてですよ。今現在の義務的経費、それから今合併しているメリットの9億いくら、それから繰越金と基金からの積立てですね、そういったものをのけた上で、最初に枠配をとるのかどうかですよ、してないでしょう、結局。各課のヒアリング全部あげてきよんでしょ。それ、枠配をまずそこで決めてですね、切った上で、枠配をして、それから、その後10年後、15年後にいかに税収を上げるか、人口を上げるかっていう施策をね、今現在の余剰利益の部分から考えるというのが普通だとは思いますが、そういう見方をしてないんですよ。しとるかどうかだけで結構です。
大岡議長 齋部総務課 長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。 予算の組み方といたしましては、包括的な予算の組み方、また今言われました枠配分、これも昨年に比べまして、かなり倍以上の枠配をとる形で今年は事業をやっています。新規事業等のヒアリングをしながらですね、その必要性、必要度合によってですね、今年の新年度にそれをあげていくのかどうするのかというのは、十分精査をしてあげてきて今回の予算措置となっております。議員の皆さん方もさまざまのところで、いろんな御意見等をお伺いされてると思います。住民の皆さん方からの御意見等もいただきながら、厳しいところは厳しく申し訳ないんですが、切るところは切らせていただいて、今ここでは必要なところには投入していくということで、予算措置をしておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 谷森副議長	他に質疑は。 15 番 谷森哲雄君。 よく聞く話ですが、執行者の皆さん、いわゆるちょっとした光熱費からでも節約していきたいと、こういう話をよく聞くわけですが、そういう中で、予算の編成時点におきまして、具体的に申し上げますが、負担金補助及び交付金とか、あるいは委託料また

	谷森副議長	需用費、この３つは少しは削減いうんですか、節約しようと思えばできることかと思えます。そういう点で、電子関係とか通信関係とかいろんな面で委託料とかリース料とか、いろんな、それから工事に関しても設計費とかかなり、それからまた、補助金に関しましても町が補助金を出しておる団体にいろんな会の時に、いわゆるほんの何言うんですか、町長とか議長が交際費で若干のものを出していくと。こういうこととしておるわけですが、いわゆる負担金とか補助金とか交付金、そしてまた委託料、また需用費、これを少しでもな、減額するために、例えばこういう点で努力いたしました。こういうことについては、今回は若干、少しながらも切りましたと、こういうのがあればお答えいただきたいと思えます。
	大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。 負担金等はなかなか決まっておるところがございます。また、委託料についてもですね、それぞれの委員会の方で詳細をお示しをさせていただいてその必要性をですね、また、ご説明をさせていただきたいと思えます。 なお、需用費等は消耗品とか需用費はですね、今年においては先ほども出ましたが、枠配分という形で、それぞれの課にですね、全体枠でそれぞれおたくの課はいくらですと、去年に比べて今年は９８％、２％削減です。という形で枠を決めます。それぞれの課で、責任を持ってその中の金額を振り割っていただくと。総務課の方の財政では、そのどう枠を組むかというのまでは関与しない。それぞれの課が自主的に適切な予算をその費用の中で組んでいくと、というのは本来の枠配のあり方でもあるわけでございますが、そういう形でやっておりますので、需用費の方におきましては確実に減ってきているということでございます。
	大岡議長 谷森副議長	１５番 谷森哲雄君。 もう１点だけお尋ねいたしますが、いわゆる国保会計、非常に厳しい、これもう私も承知しておりますが、そういう中で、いわゆる国保会計は基金が２億円、ええと、ちょっと待ってくださいよ。１億３，０００万ぐらい、今年度で若干こう繰入をしておりますが、そういう中で、一般会計もかなり・・・
	大岡議長	副議長、上程されてない議案の方へちょっと入っりよったんで、それで、この議案については委員会付託を予定をしております。委員会付託をされるであろう委員以外の方の質疑を受けたいと思うんですけども、他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第２１号は総務常任委員会に付託をいたします。 ここで、議場の時計で１６時１０分まで休憩いたします。 （休憩 午後 ３時５５分）

日程第 31	大岡議長	それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 お諮りいたします。 本日の会議は 24 時まで時間延長いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本日の会議は 24 時まで延長することに決しました。 日程第 31 議案第 22 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。	（再開 午後 4 時 10 分） （大西樹議員退席 午後 4 時 10 分）
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 22 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保健特別会計予算案につきまして、御説明申し上げます。 103 ページをお開きください。 第 1 条第 1 項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24 億 9,150 万円と定めるものでございます。 第 2 項では、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,340 万円と定めるものでございます。 第 3 項は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、予算の流用について記載いたしております。 105 ページをお開きください。 事業勘定といたしまして、歳入では第 1 款 国民健康保険税 4 億 3,557 万 7 千円、第 2 款 使用料及び手数料 10 万 1 千円、第 3 款 国庫支出金 5 億 2,638 万 4 千円、第 4 款 療養給付費交付金 2 億 3,288 万 3 千円、第 5 款 前期高齢者交付金 6 億 2,532 万 5 千円、第 6 款 県支出金 9,777 万円、第 8 款 共同事業交付金 2 億 6,500 千円、第 9 款 財産収入 11 万円、第 10 款 繰入金 3 億 692 万 5 千円、第 11 款 繰越金 1 千円、第 12 款 諸収入 142 万 4 千円、以上、歳入合計で 24 億 9,150 万円を見込んでおり、合計では対前年度比 4,640 万円の減額となっております。 106 ページをお開きください。 歳出では、第 1 款 総務費 823 万 1 千円、第 2 款 保険給付費 17 億 6,681 万 4 千円、第 3 款 後期高齢者支援金等 2 億 4,	

	栗田町長	2 2 6 万 9 千円、第 4 款 前期高齢者納付金等 7 3 万 2 千円、第 5 款 老人保健拠出金 2 万 1 千円、第 6 款 介護納付費 1 億 2, 3 0 6 万 4 千円、第 7 款 共同事業拠出金 3 億 1, 7 0 8 万 4 千円、第 8 款 保健事業費 2, 2 8 5 万 2 千円、第 9 款 基金積立金 1 1 万 1 千円、第 1 1 款 諸支出金 9 8 2 万 2 千円、第 1 2 款 予備費として 5 0 万円を計上いたしております。 続きまして、1 1 9 ページをお開きください。 平成 2 4 年度 まんのう町国民健康保健特別会計直営診療施設勘定予算について御説明申し上げます。 直診勘定の歳入では第 1 款 診療収入 1, 5 7 0 万円、第 5 款 財産収入 3 万 9 千円、第 6 款 繰入金 1, 7 2 4 万 1 千円、第 8 款 諸収入 4 2 万円を見込んでおり、合計では 3, 3 4 0 万円で対前年度比 4 0 万円の増額となっております。 歳出につきましては、第 1 款 総務費で 2, 8 8 0 万 8 千円を計上いたしております。前年に比べまして、3 5 万円の増額となっております。第 2 款 医業費 4 2 5 万 2 千円、第 4 款 基金積立金 4 万円、第 5 款 予備費は 3 0 万円を計上いたしております。 1 2 6 ページからは、給与費明細書を記載いたしておりますのでお目通しをお願いします。 御審議の程、よろしく願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。
	本屋敷議員	本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	大岡議長 雨霧琴南 支所長	直診勘定の方なんですけれども、予算額が 3, 3 0 0 万で、繰入金が 1, 7 0 0 万という形になっております。これ、半分が診療所を維持するために繰入金でもってるという状況ですけれども、デマンドタクシーが 2, 7 0 0 万、本年度の予算でかかってですね、そのデマンドタクシーが町内の医療機関にかかるためであるということを考えればですね、この直診勘定、もう半分の予算を繰入でもっとる施設をですね、考える時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、そういった議論が庁内であったのかどうかだけ、お願いします。 琴南支所長 雨霧弘君。 本屋敷議員の質問にお答えいたします。 歯科診療所につきましては、内科診療所共々平成 2 4 年度におきまして診療所、今後のあり方でございますが、検討委員会を立ち上げ、その場で協議していくようにいたしております。以上です。よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。

日程第 33	大岡議長 栗田町長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 3 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 3 3 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 2 4 号 平成 2 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算案につきまして、御説明申し上げます。 1 3 7 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 1 億 6, 2 1 0 万円と定めるものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、予算の流用について記載いたしております。 1 3 9 ページをお開きください。 歳入では、第 1 款 保険料といたしまして 3 億 3, 2 1 4 万 7 千円を計上いたしております。前年度に比べて、5 1 7 万 2 千円の増額を見込んでおります。第 2 款 分担金及び負担金 1 9 5 万 9 千円、第 3 款 使用料及び手数料 1 千円、第 4 款 国庫支出金 5 億 5, 0 9 6 万円は対前年度比で 2, 0 4 7 万 1 千円の増、第 5 款 支払基金交付金 6 億 3, 3 7 0 万 7 千円で、主に介護給付費交付金で 1, 6 5 0 万円の増、第 6 款 県支出金は 3 億 2, 3 7 7 万 4 千円で 7 1 3 万 9 千円の増、第 7 款 財産収入 1 7 万 2 千円、第 9 款 繰入金 3 億 1, 9 3 7 万 5 千円は一般会計より 2 億 5, 7 0 4 万 9 千円、介護保険財政調整基金より 6, 2 3 2 万 6 千円の繰入金を計上いたしております。第 1 0 款 繰越金 1 千円、第 1 2 款 諸収入 4 千円となっており、合計では対前年度比 4, 8 2 0 万円の増額となっております。 1 4 1 ページをお開きください。 歳出では、第 1 款 総務費 2, 7 5 5 万 4 千円は、前年に比べて 2 0 5 万 6 千円の減、第 2 款 保健給付費 2 1 億 9 6 1 万 1 千円は、5, 5 0 0 万円と大幅な増額となっております。これは居宅介護サービス給付費で 3, 0 0 0 万円、2 目 施設介護サービス給付費で 2, 0 0 0 万円の増、7 目 居宅介護福祉用具購入費で 2 0 0 万円の増、9 目 居宅介護サービス計画給付費 3 0 0 万円の増となったことによります。第 5 款 地域支援事業費は 2, 4 3 5 万 9 千円で昨年に比べ 4 7 4 万 4 千円の減となっております。第 6 款 基金積立金は 1 7 万 3 千円、第 7 款 公債費は 1 千円、第 8 款 予備費は 3 0 万円、第 9 款 諸支出金 1 0 万 2 千円を計上いたしております。 1 5 4 ページには、給与費明細書を記載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。
---------------	-------------------------	---

日程第 34	栗田町長 大岡議長 栗田町長	御審議の程よろしく願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 4 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 3 4 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 2 5 号 平成 2 4 年度まんのう町診療所特別会計予算案について、御説明申し上げます。 1 5 7 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 1, 9 9 0 万円と定めるものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 1 5 9 ページをお開きください。 第 1 款 診療収入は 1 億 6 5 0 万円で、前年と比べて 3, 0 9 0 万円の増でございます。これは、2 3 年度実績から見込んでおります。第 2 款 使用料及び手数料 4 0 万円、第 5 款 財産収入 7 万 3 千円、第 6 款 繰入金 2 千円、第 7 款 繰越金 1, 2 7 2 万 4 千円、第 8 款 諸収入は 2 0 万 1 千円を見込んでおり、合計では対前年度比 3, 3 6 0 万円の増額となっております。 歳出につきましては、第 1 款 総務費で 6, 1 6 4 万 6 千円は、前年に比べまして、6 4 3 万 2 千円の増額となっております。 第 2 款 医業費 5, 3 0 4 万円は、前年に比べて 2, 2 3 4 万 5 千円の増、第 3 款 施設整備費は 4 9 4 万円で、前年度比 4 7 9 万円の増となっております。これは施設の修繕工事に関連したものです。第 5 款 基金積立金 7 万 4 千円、第 6 款 予備費は 2 0 万円を計上いたしております。 1 6 6 ページには、給与費明細書を記載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。 御審議の程よろしく願い申し上げます。
---------------	----------------------------------	--

日程第 35	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	谷森副議長	1 5 番 谷森哲雄君。 私の感触では、2 4 年度は2 3 年度並み、あるいは少しは減額になるのかなと、特に医業費において少なからず減額と、こういうふうに私はそういう観測をしておったんですが、現実には3, 3 6 0 万増ということになっておるんですが、いわゆる、感触としては少しは好転するような、そういうような感じを受けておったんですが、あんまり具体的なことは申し上げにくいんですが、この点はいかがでしょうか。お尋ねいたします。
	大岡議長 雨霧琴南 支所長	琴南支所長 雨霧弘君。 谷森議員の御質問にお答えいたします。 今組んでおります予算は、あくまで平成2 3 年実績を基にして作成しているものでございまして、予算が規模、大きくなっておることは事実でございます。現在、内科診療所、琴南支所、一体となりまして1 人当りの医療費、これの削減に取り組んでいる途中でございまして、現在、成果が徐々に現れている状況でございます。新年度におきましては、更なる削減が見込まれており、これにつきましては、2 4 年度の実績に基づきまして補正予算において、予算の削減をさせていただいたらと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第2 5 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第3 5 議案第2 6 号 平成2 4 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第2 6 号 平成2 4 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案について、御説明申し上げます。 1 6 9 ページをお開きください。

	栗田町長	第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,260万円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表 歳入歳出予算によるというものであります。 第2条では、一時借入金の借入限度額を3,000万円と定めるものであります。 171ページをお開きください。 歳入といたしまして、第1款 分担金及び負担金で63万1千円、第2款 使用料及び手数料で1億6,103万円、第6款 繰入金は一般会計からの繰入で7,169万8千円を計上いたしております。前年より1,021万3千円の減となっております。 第7款 繰越金は合計では対前年度比300万8千円の増でございます。 歳出では、第1款 総務費4,522万8千円で、対前年対比で159万5千円の増でございます。第2款 施設費は5,855万7千円でございます。第3款 公債費は1億3,831万5千円で、長期債元利償還金でございます。第5款 予備費は前年度同額の50万円でございます。 178ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございます。お目通しをお願いいたします。 180ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は9,441万9千円減額の見込みでございます。 以上、平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の程よろしくお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	谷森副議長	15番 谷森哲雄君。 1点だけお尋ねいたします。水利組合の負担金ですが、これは琴南町時代の、言い方悪いんですけど負の遺産言うんですか。この分の引継ぎですか、お尋ねいたします。
	大岡議長	水道課長 岡澤勉君。
	岡澤課長	ただ今の谷森議員さんの御質問でございますが、旧町時代からの引継ぎでございますので、よろしくお願いいたします。
	大岡議長	15番 谷森哲雄君。

日程第 36	谷森副議長	これはもう、町長がもしかしたら話に行けば解決できるかも分かりません。その点、また町長、内部で協議していただいたらと思います。これはもう続けておったら、未来永劫続きますんで。その点また、よく御検討いただいたらと思います。
	大岡議長	町長 栗田隆義君。
	栗田町長	谷森議員さんから貴重な提言をいただきましたので、内部で十分検討して対処させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 6 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 3 6 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 2 7 号 平成 2 4 年度まんのう町下水道事業特別会計予算案について、御説明申し上げます。 1 8 1 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 9, 3 9 0 万円と定めるものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、地方債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。 第 3 条では、一時借入金の借入限度額を 1 億円と定めるものであります。 1 8 3 ページをお開きください。 歳入といたしましては、第 1 款 分担金及び負担金は 4 0 万円、第 2 款 使用料及び手数料は 3, 4 0 1 万 2 千円で昨年度並みでございます。第 6 款 繰入金は一般会計からの繰入で 1 億 1, 6 0 6 万 3 千円を計上いたしております。前年より 4 4 0 万円の増となっております。合計では対前年度比 5 0 0 万円の増でございます。 歳出では、第 1 款 総務費 3, 5 6 6 万 2 千円でございます。第 2 款 施設費は 1, 6 7 2 万円でございます。第 3 款 公債費の 1 億 4, 1 0 1 万 8 千円は長期債元利償還金でございます。第 5 款 予備費は前年度同額の 5 0 万円を計上いたしております。 1 8 5 ページをお開き下さい。 議案の第 2 条でありました地方債につきまして、下水道事業債と資本費平準化債について記載したものであります。 1 9 2 ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございますので、お目通しをお願いいたします。 1 9 4 ページをお開きください。

日程第 37	栗田町長	地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は 5, 8 1 1 万 8 千円ほど減少の見込みでございます。 以上、24 年度まんのう町下水道事業特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の程よろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 補正の方でさしていただいた確認です。今回の 23 年度決算を見てですね、この過年度分、使用料が補正で上がってくるという考えでよろしいですかね。
	大岡議長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。
	高尾建設土地改良課長	本屋敷議員さんの質問にお答えさせていただきます。 今皆さん方のご迷惑かけた方々をお願いしている金額があるわけなんです、それが今、一人ひとり調停をしていっきょるわけなんです。その積み重ねが、一応 3 月末で固まります。あと出納閉鎖期間がありますので、5 月末の残高をもって翌年度、24 年度ですね、歳入の方の過年度収入としてあげさしていただきたいと、あと後日また補正予算をまわしていただくという形になるうかと思います。よろしくお願いいたします。
	大岡議長	他に質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 27 号は建設経済常任委員会に付託をいたします。
		日程第 37 議案第 28 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 28 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案につきまして、御説明を申し上げます。

	栗田町長	す。 195ページをお開きください。 第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,910万円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表 歳入歳出予算によるというものであります。 第2条では、一時借入金の借入限度額を1,000万円と定めるものであります。 197ページをお開きください。 歳入といたしまして、第2款 使用料及び手数料は528万1千円で昨年度並みでございます。第4款 繰入金は一般会計からの繰入で2,381万7千円を計上しております。合計では2,910万円で対前年度と同額でございます。 歳出では、第1款 施設費1,010万8千円で前年度比1千円の減でございます。第2款 公債費は1,889万2千円で、長期債元利償還金でございます。第3款 予備費は10万円で昨年度と同額を計上いたしております。 203ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は1,332万円ほど減少の見込みでございます。 以上、平成24年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の程よろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。
	本屋敷議員	本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	5番 本屋敷崇君。	
	本屋敷議員	1点、前年度予算と今年度予算が同額なんですけども、考え方としてですけども、農業集落排水が取り組み可能な地域の新築は農業集落排水は取り次いでないのか。合併浄化槽によって、補助金によって処理しているのか。処理してなくて入れれるのであればですね、これ施設管理費ではなくて、施設整備費の方もあがってこないかんわけですけども、それが無いってことはそういう考え方でいっているのか。施設管理費だけであるのであれば、GISデータの整備業務委託料の50万っていうのは、毎年度必要なものなのか。その2点。方向ですね、で、管理の仕方だけお願いします。
	大岡議長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。

日程第 38	高尾建設土地改良課長	本屋敷議員さんの質問にお答えします。 農業排水については、長炭地区が特定されてましてですね、当初の予定の件数も決まっております。逆にですね、当初の目的まで、まだ達成していない状況で、それと高齢者の世帯とかありまして、接続がちょっと不可能と、伸びはちょっと考えられないということになっております。 それと G I S のデータの方についてはですね、今の G I S のシステムを組んでますので、その中にやっぱり排水管の系統とか、それは整備したいと考えております。よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 8 号は建設経済常任委員会に付託をいたします。
		日程第 3 8 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 2 9 号 平成 2 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案につきまして、御説明申し上げます。 2 0 5 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6, 5 9 0 万円と定めるものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、一時借入金の借入限度額を 3, 0 0 0 万円と定めるものであります。 2 0 7 ページをお開きください。 歳入といたしまして、第 2 款 使用料及び手数料は 2, 5 0 1 万円で昨年度並みです。第 5 款 繰入金は一般会計からの繰入で 4, 0 8 8 万 9 千円を計上しております。前年より 2 3 0 万円の増となっております。合計では対前年度比 2 3 0 万円の増でございます。 歳出では、第 1 款 総務費 9 2 4 万円で対前年度比 5 1 万円の増でございます。第 2 款 施設費は 3, 6 9 3 万円でございます。第 3 款 公債費の 1, 9 2 3 万円は、長期債元利償還金でございます。 2 1 3 ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございますので、お目通しお願いいたします。

栗田町長 大岡議長	215ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は1,330万2千円ほどですが減少の見込みでございます。 以上、平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の程よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 10番 藤田昌大君。
藤田議員	若干、前年度と比べて、ちょっと質問したいと思います。前年度ですね、当初予算が6,360万で、この3月補正でですね、760万の減額をしてまして、総額がですね、5,600万だったんですよね。この事業そのものはもう済んでいると思って維持管理費の部分の特別会計だろうと思うんです。それがですね、また今度6,590万ですか。それが予算計上されてるんですけども、その理由をちょっと説明していただきたいと思います。
大岡議長 楠原住民生活課長	住民生活課長 楠原善志君。 藤田議員さんの質問にお答えさせていただきます。 23年度の減額ですけど、これにつきましては浄化槽の抜取り量が減額したために、減ったために減額させていただきました。それと24年度の分の予算につきましては、23年度と比べまして増額しておりますが、これにつきましては、この事業につきましては平成9年度から20年度にかけまして町設置型の浄化槽設置ということでやっておりました。それで、24年度から使用者の方へ譲渡することになっております。それに伴いまして、修繕料ということで、若干上げさせていただいております。よろしくお願いいたします。
大岡議長 藤田議員 大岡議長 楠原住民生活課長	10番 藤田昌大君。 維持管理の仕方が変わるということですか。そういう理解していいですか。 住民生活課長 楠原善志君。 条例によりまして、15年経過したものにつきましては、今まで町が管理していたんですけど、それにつきましては使用者の方に管理していただいて、無償で譲渡するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

	高尾建設土地改良課長	38号線部分の取り合わせとして、国道との取り合わせ舗装及び街路灯LED1基設置ということを考えております。この街路灯であります、当初県が設置しておりました街路灯があったわけなんです、それが工事のために外してみたら根元が腐っておるということですね、これを新しく取り替えるということをやっております。 それから、2番目の右岸側ですね、右岸側に町道側、取り合わせの変更による増額と言うことを書かしていただいております、取り合わせの縦断こう配が当初計画ではどうしても急こう配であり、また、交差点がカーブ中なので事故などの予測があるために変更したいということにしております。変更前の設計内容といたしましては、今、赤い着色しておる図面の右岸脇、ちょうど図面の脇になるんですけど、この部分一部分だけ取り合わすというこう配で、橋の終わりから町道に取り合わすまで、約10%近いこう配という形でとりあわすような形で、元の町道をあまりいらわないという取り合わせを考えておりました。これでは、どうしても取り合わない。橋の高さを計画した段階といたしましては、表に主の幹線道路であります、国道438号線があります。これの交差点協議で高さは変えられないというのが一番条件がついておまして、あと町道の方でどうしても調整をかせないといけないということが発生しました。それで、変更前の設計では町道の全幅を切り下げる計画としていなかったが、どうしても旧こう配、取り合わせはできないということで、今回の町道の本体も切り下げて、そして取り合わすという形を取らしていただこうと考えております。 おもての表の中の1番の変更増の内容といたしまして、それに関わる内容として、一番、土工で掘削・床彫170㎡、それから残土処理が150㎡とか、それから官民境界の民地境界のコンクリート12m、どうして施工しなきゃならないと。それから排水路溝23m、U型側溝とか6m、ガッターとか28m、あと舗装も当初であれば橋と元の町道の取り合わせ等でいけたものですね、どうしても舗装、町道の方切り下げますんで、全線をやるということで、舗装工として路盤工及び表層工、厚み5cmのところ547㎡、それから厚み4cmのところを149㎡、これを考えております。それから、あとが区画線として、町道の白線等のこと、それから、防護柵工として右岸脇のですね、民地、旧の橋のところを歩道として使いますんで、そちらの方の転落防止のガードパイプ等を設置したいと考えております。 それから安全施設工として、旧の橋のところ、それから交差点部分にですね、反射材等、車止め等を付けたいと考えております。それとその下が旧の取壊一体ということで、増額になる金額としては8,088,150円ということになっております。 それと次のページめくっていただきますと、変更減の内容ということで、減額となった要素、910,350円が減額になりましたが、これについては主な工事内容としては、交通誘導員費の減額、それから、桁架設の工事費の減額、それから工場製作原価の減額ということで、減額分が910,350円となっております。差し引きのその下へ書いております7,177,800円が増額ということになっております。
--	------------	---

日程第 41	高尾建設土地改良課長 大岡議長	主には、国道と、原因としては国道と町道の高さがあまりにも高低差があるので、どうしてもここで取り合わせをしないと、安全な走行ができないということで、今回提案さしていただきいております。よろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております議案第 3 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 よって、議案第 3 1 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について、平成 2 2 年度社会資本整備総合交付金事業町道造田六地藏線道路改築工事（天川高橋上部工）の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 （北山教育長退席 午後 5 時 9 分） 日程第 4 1 議案第 3 2 号 教育委員会委員任命の同意についてを議題といたします。
---------------	----------------------------	--

日程第 42	大岡議長	提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 3 2 号 教育委員会委員任命の同意についての提案理由を申し上げます。 本町教育委員であります、北山正道委員の任期が、平成 2 4 年 5 月 1 2 日に任期満了となります。引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町佐文 1 0 1 1 番地 2、氏名 北山正道、生年月日 昭和 2 0 年 9 月 5 日。 委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条により、任命日より 4 年であり、平成 2 8 年 5 月 1 2 日であります。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第 3 2 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 よって、議案第 3 2 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております議案第 3 2 号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第 3 2 号 教育委員会委員任命の同意についてはこれに同意することに決しました。 日程第 4 2 議案第 3 3 号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 （北山教育長着席 午後 5 時 1 2 分） 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	それでは、ただ今上程されました議案第 3 3 号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定についての御説明を申し上げ

	栗田町長	げます。 昨年秋に発覚いたしました下水道使用料金の賦課漏れ問題につきまして、事の重大さから関係職員の処分にあわせまして、管理者である私町長と副町長2名の監督責任を明確にする必要があることから、本条例を上程するものでございます。 今回の特別職の懲戒につきましては、地方公務員法第4条の規定により適用除外とされていますので、町長及び副町長について、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条第1項に規定されている額の100分の20を、1か月間減額して支給するものでございます。また、この条例は交付の日の属する月の翌月の初日から施行とします。ただし、その日が月の初日である時はその日から施行することといたします。 御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	今回の処分なんですが、これが議会ですね、議決要件であるということで考えればですね、うちの方としましてはこれが町長、副町長の管理者責任として、この減給20%、1か月が妥当であるものなのかどうか。さらには、当人である総務課付け主査の処分が妥当であるものかどうか、という判断をせないかんわけですね。うちら議決としては。当然、執行部の方としてですね、これを導き出したものがあると思うんですね、それは多分懲罰委員会でやっとならうと思うんですけども、懲罰委員会でどのような質疑をし、どのような資料をもってここを決めたかを示していただかないとこっちはそれでいいですよとも言えんわけですよ、議決要件である以上、これを導き出した資料をください。でないと、よう議決せんのですよ。その資料、いただけますか。即決要件ですよ。
	大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 今回の処分が妥当か、当該職員の処分を決めるにあたっての根拠というのはどういうふうになっているのかということだと思います。まんのう町には、まんのう町職員の分限及び懲戒の手続き及び効果に関する条例というのが、まずあります。そして、さらに細かくまんのう町職員の懲戒処分等に関する基準というのも設けてございます。その基準書を持ちまして、それと過去それぞれですね、近隣にあったような、そういうような処分をですね、しているのを参考資料としてですね、今回の処分委員会を開催をしていただきました。根拠といたしましては、要は今言いましたように、その基準に基づいてやるということということでございま

齋部総務課 長	す。 あと、資料等をいただけんかということでございます。これは隠すこともございませんが、個人情報等も、もちろん、にもなりますので、総務課の方へのおい出ていただいて、お見せするというかたちになるのかなと思うんですが、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 今、個人情報で総務課に來いという話ですけども、議会基本条例読んでください。条例提出するにあたってですよ、この条例を提出するにあたった資料、その他は議会の方に公表することってなってるわけです。なってますよね、議長。それを総務課に來いっておかしいでしょう。議決せえ言いよんでしょ。議決せえいうもんに対して、その根拠資料は出せん。どういうことですか。
齋部課長 大岡議長 齋部総務課 長	すいません、議長。 総務課長 齋部正典君。 失礼をいたしました。懲戒処分等に関する基準、これを提示をしてくださいと言うことだと思いますので、これは早速参考資料として、お持ちをさせていただくということで、よろしくお願い申し上げます。 (懲罰委員会の資料ください。) (議長、休憩。)
大岡議長	暫時休憩といたします。 (休憩 午後 5 時 2 0 分) それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後 6 時 2 0 分) なお、本屋敷議員さんからの質疑で資料提出の要求があったんですけども、今、総務課長の方で資料を再度作成中でありますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。 暫時休憩します。 (休憩 午後 6 時 2 2 分)
齋部総務課 長	それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後 6 時 3 5 分) 大変長らくお待たせをいたしました。申し訳ございませんでした。 今皆様方の方に、議員の皆様方の方に資料をお配りさせていただいております。資料の方のご確認をお願いいたします。まんのう町職員の分限及び懲戒の手続き及び効果に関する条例が 1 ページ目、2 ページ目からはまんのう町職員の懲戒処分等に関する基準書を付けてございます。何ページかめくっていただきましたら、3 枚目でございますが、3 枚目に懲戒処分委員会の審査の事項、

齋部総務課 長	また、事件の概要等を書いてございます。一部、個人名がありましたので、黒塗りをさせていただいております。処分につきましては別紙のとおりということで、その後ろにつけてございます。報道発表用と書いてあるのがそうでございます。なお、ここにはですね、処分決定日、これは処分委員会があったのが2月17日に処分の決定をしたということになっておりますので、24年の2月の17日、処分基準日ということで本日即決ですね、もし議決いただいたならば、この24年の3月1日ということになりますが、これはまあ、議会の流れの中での日にちが入ってこようかなというように考えてございます。
大岡議長	あと、その後ろに付いておりますのが、参考資料でございます。同じような下水道の使用料の賦課漏れがあった自治体のですね、資料を後ろに付けてございます。こういうのを参考にしながら、処分委員会の中でどの程度の処分が適切であるかというのを、審議をさせていただいたわけでございます。よろしく願いを申し上げます。
	質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
合田議員	質疑なしと、3番 合田正夫君。 1点だけ、ちょっとお聞きします。
	副町長が、町民のこの下水道に関するところ何件ぐらいもうたか、今後もうあれ、あるんかないんか、それだけちょっとお聞かせください。
大岡議長 栗田副町長	副町長 栗田昭彦君。 今、担当の高尾課長の方から逐次報告を受けておりまして、その報告に従いましてですね、今現在私が謝罪にお伺いしておりますのは、2件謝罪にお伺いいたしました。それと、あと1件はですね、直接私の部屋においでになりまして、私の方から事情を説明してこれも私の方から謝罪を申し上げました。
	今後につきましては、同じように担当課の逐次報告を受けながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第33号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

	大岡議長	(「異議あり」の声あり) 質疑がありましたので、これより委員会付託省略の件を起立により、採決いたします。 議案第３３号について、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立少数であります。 よって、議案第３３号は委員会の付託を省略するは否決されました。 したがって、議案第３３号は総務常任委員会に付託いたします。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 なお、次回の会議の再開は３月２日、明日、午前９時３０分といたしたいと思います。 本議場に参集お願いいたします。 本日はこれで散会いたします。
	散 会	散 会 午後６時４０分

		地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。 平成 2 4 年 3 月 1 日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	--

--	--	--